

		額の差引及び上積みにかかる相殺処理誤りであることから、所属における源泉徴収事務誤りを発生させないように会計室と連携し、定期的に注意喚起を行う。		
--	--	---	--	--

報 告 番 号：報告監26の第10号

監 査 の 対 象：平成25年度随時監査等 歳入歳出外現金等関係事務

所 管 所 属：環境局

通知を受けた日：平成27年 3月31日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (1)	所管している歳入歳出外現金等に内容が不明なもの等が見受けられたので、適切に管理するよう求めたもの 内容が不明なもの等について、内容を調査し、債権者への支払や還付等を行い、内容の特定ができないものについても処理方針と処理期間を定め適切に処理されたい。	・保証金については、整備した受払簿と財務会計システムとの照合を実施し、一時取扱金とともに内容が不明なものの調査を行った。 ・調査の結果、一時取扱金5,440円については内容の特定に至っていないものの、保証金においては、内容が不明であった7,822,547 円 の う ち 7,050,028円分の内容が判明した。 ・判明したもののうち、230,301円については引き続き保証金として管理が必要なものであり、6,819,727円については、当該債権者へ還付、もしくは代金への充当を行った。 ・今回の調査で内容の特定に至らなかった一時金5,440円と内容の不明な保証金772,519円につい	措置済	平成27年 3月31日

		ては、残存データ、残存簿冊で確認できず、他に調査方法がないことから、平成26年度の雑収として収入した。		
--	--	---	--	--

報 告 番 号：報告監26の第10号

監 査 の 対 象：平成25年度随時監査等 歳入歳出外現金等関係事務

所 管 所 属：会計室

通知を受けた日：平成27年 4 月 1 日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (3)	歳入歳出外現金等が適切に管理されるようモニタリングや内部統制の整備を指導するよう求めたもの 一時取扱金については、各所属がその内容や残高を適正に管理するように会計規則等でルール化されたい。	・平成26年 3 月18日付けの書面調査及び平成26年 7 月～10月の实地調査で各所属の管理実態を確認し、他政令市への調査結果を参考に、「歳入歳出外現金一時取扱金管理要領」を平成27年 3 月 2 日付けで制定し、一部施行した。また、各所属へ通知するとともに庁内ポータルに質疑応答集を掲載した。さらに、平成27年 3 月19日に各所属への説明会を実施した。 ・要領により、一時取扱金の適正管理について、主に次の 3 点をルール化し、平成27年 4 月 1 日付けで要領の全規定が施行された。 ①一時取扱金管理簿の記載項目を規定し、その備え付けを義務化した。 ②一時取扱金管理簿と財務会計システムの残高照合及び残高の内訳について各所属が内容確認する	措置済	平成27年 4 月 1 日

		こととした。 ③各所属が平成27年 3月 31日現在の一時取扱金の 管理の状況を会計管理者 又は区会計管理者に報告 することとした。		
--	--	---	--	--

報 告 番 号：報告監26の第13号

監 査 の 対 象：平成25年度出資団体監査 公益財団法人 大阪国際交流セン
ター

所 管 所 属：経済戦略局

通知を受けた日：平成27年 5月 1日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
1	交付金の交付決定及び効果測定等 に関して改善するよう求めたもの 【経済戦略局に対して】 交付にあたっての判断基準や交 付金の効果測定について明確なル ールを設けていなかったため、明 確なルールを設けられたい。 交付金の精算にあたって、領収書 等の確認を行っておらず、支出額 の妥当性の検証が行われていなか ったため、領収書等と本法人の報 告額との照合を行われたい。	・交付金の交付にかかる 事業達成度の検証に必要 な効果測定等のルールを 策定した。 ・平成25年度交付金の精 算にあたり、報告額と領 収書等との照合を実施し、 支出額の妥当性を確認し た。	措置済	平成27年 4月 1日

報 告 番 号：報告監26の第14号

監 査 の 対 象：平成25年度出資団体監査 地方独立行政法人 大阪市立工業
研究所

所 管 所 属：経済戦略局

通知を受けた日：平成27年 4月16日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
7	固定資産管理について 定期的かつ網羅的な固定資産台 帳と現物の照合及びその結果の記 録が行われていなかったため、定 期的かつ網羅的な実地照合の実施 とともに、照合を行った記録を残	平成26年11月10日から 同月28日にかけて資産コ ードを記載したシールの 貼り付け作業を実施し、 固定資産台帳と現物の網 羅的な照合による台帳へ	措置済	平成26年 12月18日

	されたい。 固定資産台帳と日常の研究に必要な機器を管理するための固定資産管理簿の整合性が図られておらず、また、固定資産台帳への計上漏れや除却処理漏れがあったので、固定資産台帳と固定資産管理簿の整合性を図るとともに、固定資産台帳への計上漏れ及び除却時の固定資産台帳への反映を確実に行う体制を構築されたい。 15,428冊の図書を図書一式として一括して固定資産台帳に登載しているが、管理台帳には配置書架が明示されていなかったため、管理台帳に配置書架を明記して保管場所を特定するとともに、管理台帳と固定資産台帳の整合性を確認されたい。	の計上漏れ及び除却漏れの確認を行った。 平成26年12月18日に、理事長に対して調査結果の報告を行った。 平成26年11月10日から同月28日にかけて資産コードを記載したシールの貼り付け作業を実施し、固定資産台帳と現物の網羅的な照合による台帳への計上漏れ及び除却漏れの確認を行い、その結果を固定資産台帳にすべて反映し、台帳の整備を行った。 今後は、管理担当者が1年度に1回以上固定資産台帳と現物を照合し、会計担当者が会計及び固定資産台帳の処理を行う。新規資産取得時には、会計担当者が会計処理と同時に固定資産台帳の処理、シールの作成及び交付を行い、管理担当者が確実にシールを貼り付けるようにした。 平成26年5月19日から同年7月31日の間に、管理台帳と現物図書とを照合し、固定資産台帳との整合性の確認も終え、必要な会計処理を行ったうえで、8月11日に理事長に報告書を提出している。 今後も年1回定期的に実査を行い、また日々の点検に努め、適正な管理に努めていく。	措置済	平成26年 12月26日
			措置済	平成26年 8月11日

10	システムのセキュリティが不十分 なため改善するよう求めたもの 情報システム運用規程が作成さ れておらず、また、システム利用 職員が I D 及びパスワードを共有 しており、パスワード設定のルー ル化及び定期的な変更がなされて いなかったため、情報システム運 用規程を整備するとともに、I D 及びパスワードの利用者ごとの付 与、パスワードの桁数等の基準の 設定及び定期的なパスワードの変 更を行われたい。	情報システム運用規程 については、平成27年 3 月25日に制定した。 所内情報システムにつ いては、3 か月ごとにパ スワードを更新しなけれ ばパソコンが稼働できな いようにシステムの変更 を完了し、運用している。 スタンドアローン機器 (3 種類の会計処理専用 機器) については、I D 及びパスワードの利用者 ごとの付与のセットアッ プを平成26年12月24日に 終え、併せてソフトウェ アのセットアップ並びに ログイン管理ソフトのセ ットアップを完了させた。 その後 1 月末までの利用 状況の確認を、平成27年 2 月 2 日に行い、個人別 にログインしていること、 及びその記録がなされて いることを確認した。	措置済	平成27年 3 月 25 日
----	--	---	-----	-------------------

報 告 番 号：報告監26の第17号

監 査 の 対 象：平成25年度定期監査等 福祉局生活福祉部地域福祉課所管事務
(総合福祉システムに関する事務を除く。)

所 管 所 属：福祉局

通知を受けた日：平成27年 4 月 9 日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
1	民生委員・児童委員に対する費 用弁償について、定額支給の根拠 となる規定を整備するよう求めた もの ・地方自治法：職員への費用弁償 の額等は条例で定めなければなら ない。	民生委員・児童委員の 職務の遂行にかかる費用 を「非常勤の職員の報酬 及び費用弁償に関する条 例」(昭和31年 9 月 30 日 条例第33号) 第 7 条第 2 項に定める実費として支	措置済	平成27年 4 月 1 日

	・本市非常勤職員条例：実費を弁償することができる。 - つまり、定額支給は認められていない。 ・福祉局では、民生委員等に対する費用弁償を実費ではなく、役職に応じ定額で支給していた。 ・福祉局は、定額支給の根拠となる規定を整備されたい。	給するため、費用弁償支給の範囲や金額等について要綱（民生委員及び児童委員が職務を行うために要する費用の弁償に関する要綱）を整備した。		
5 (2)	書面にて委託内容を定めたうえで履行確認を求めたもの ・ホームレス自立支援センター管理運営等業務委託において、業務結果の把握を目的とする報告書類の提出を、口頭により指示しているのみで、契約書や仕様書で規定されていない。（全4センター） ・契約の履行確認及び効果検証を実施するための年間事業報告書が受託者から提出されていないものがあった。（1センター） ・必要な項目を追記した契約書等を作成し、受託者からの報告書を確実に提出させ、事業の進捗状況の把握及び効果検証等を行われたい。	・受託事業者と業務結果の把握を目的とする報告書類の提出について定めた覚書を、平成26年4月に締結した。 ・平成27年度からは、公募型プロポーザル方式による事業者選定手続きにおいて仕様書・契約書等に必要な規定を整備した。	措置済	平成27年 4月1日
5 (3)	ホームレス巡回相談事業について、面談記録の作成後の取扱いについて仕様書等で定めるよう求めたもの ・ホームレス巡回相談事業等について、対象者に対する面談等記録に係る事業者変更時の引継方法や保存方法等について、定められていなかった。 ・当事業は、平成25年度から、公募型プロポーザル方式により事業者を選定していることから、事業者変更へ備え、福祉局は、面談等	・受託事業者と面談記録等の保管・廃棄等について定めた覚書を、平成26年4月に締結した。 ・平成27年度からは、公募型プロポーザル方式による事業者選定手続きにおいて、仕様書・契約書等に必要な規定を整備した。	措置済	平成27年 4月1日

	記録の作成後の取扱いについて、仕様書等で定めるとともに、他の事業においても、同様の問題が生じていないかを点検し、必要に応じ仕様書等を見直されたい。			
--	---	--	--	--

報 告 番 号：報告監26の第18号

監 査 の 対 象：平成25年度定期監査等 福祉局、健康局及び病院局所管の電気、機械及び情報システムに係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況

所 管 所 属：健康局

通知を受けた日：平成27年 3月31日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
2	所管施設における消防設備の維持管理と防火管理者の業務について改善を求めたもの 消防法（昭和23年法律第186号）によれば、消防用設備等については、消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように維持しなければならないとされている。また、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）によれば、防火管理者は消防計画において、施設の避難通路及び避難口等の案内を消防署長に届け出ることとされている。 しかしながら、健康局が所管するこころの健康センター及び環境科学研究所（以下「センター等」という。）においてはそれぞれ13箇所及び4箇所の不具合が消防設備点検の際に発見されていたにもかかわらず、修理等の対応がされていなかった。また、環境科学研究所においては、防火管理者より消防署長に届け出た消防計画に、施設の避難通路及び避難口等の案内となる避難経路図が添付されて	【こころの健康センター】 こころの健康センターの13箇所の消防設備の不具合について、アコーディオンカーテンの設置による1箇所については、平成26年6月26日にアコーディオンカーテンを撤去した。 残りのガス漏れ警報設備検知器及び非常用照明バッテリーの不具合による12箇所については、平成26年7月25日に取り替えを行った。	措置済	平成26年 7月25日
	【環境科学研究所】 環境科学研究所に対して指摘を受けた4箇所の消防設備の不具合のうち「スプリンクラー設備9階アラーム弁不動作」については、平成26年11月17日に修繕を終えた。また、「不活性ガス消火設備40年経過によるガスボンベの劣化」につい		措置済	平成27年 3月31日

いなかった。

このような事態が生じているのは、センター等においては、防火管理者業務への理解を深めていなかったこと及びこころの健康センターにおいては、施設の統廃合による建物の必要性について検討中とのことから消防設備の修繕に必要な予算要求を取り下げてしまったことが原因と認められ、消防設備が故障した状態では各所管施設にて火災が発生した場合に、被害が大きくなるおそれがある。

今後、センター等については、法令等を遵守し、消防設備が機能するよう早急に改善するとともに、防火管理者の業務についても、チェックリストによる消防計画の項目確認や、定期的に研修等を実施することにより理解を深めるよう、改善されたい。

ては、平成27年 2月19日に全てのガスボンベを新品に入れ替えた。「非常放送設備 2階大会議室スピーカー不鳴動」と「自動火災報知機 7階環境制御室未警戒」については、自動火災報知設備の全面改修工事に合わせて修繕を行い、平成27年 3月31日に全ての工事が完了した。

また、未提出となっていた消防計画に添付する避難経路図については、平成26年 5月 7日に所轄消防署に提出した。

防火管理者の業務については、平成26年11月より当研究所において消防自主点検チェック表を作成し消防計画の項目確認を行っているが、併せて今後は技術担当者の所属する経理課より、研究所配属の職員に向けた定期的な研修を実施することで一層の消防設備への理解を深めていく。

なお、研修は平成26年 7月10日に経理課主催により実施しており、研究所においても平成26年12月 5日に消防訓練を行った。

経理課主催の研修については、平成27年度も 7月頃に実施を予定しており、研究所においても平成27年10月頃に消防訓練

		の実施を予定している。		
--	--	-------------	--	--

報 告 番 号：報告監26の第19号

監 査 の 対 象：平成25年度定期監査等 都市整備局所管の土木及び都市整備局住宅部建設課所管の建築に係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況

所 管 所 属：都市整備局

通知を受けた日：平成27年 3月30日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (2)	土木工事における過積載について 「長吉東部地区内一円防塵舗装工事 - 3」については、残土の運搬に際して、過積載がほとんど見受けられなかったが、アスファルト殻やコンクリート殻及び路盤廃材等の産業廃棄物の運搬において、過積載が長期間にわたり複数回行われており、工事途中においても改善がなされていない状況であった。 都市整備局では、同種の工事について、平成23年度の定期監査において、残土の過積載による運搬の指摘を受け、土木工事の特記仕様書に受注者からの計量伝票の提示を明記し、監督職員が過積載を確認した場合、厳正な処分を行うこととしているにもかかわらず、同様の事態が生じていることは遺憾である。 また、同局の建築工事では、対策要領に基づく過積載防止の仕組みがあるが、土木工事では、その仕組みが有効に活用されていなかった。 今後は、工事監理を所管する区画整理課などが主体となり、監督職員による受注者の指導強化に取り組むとともに、対策要領をふま	・監督職員の技術力向上のため、継続的に研修を行うとともに、チェックリストの見直しを図り、部内独自の取り組みとして過積載防止現場点検を行い、受託者に対する指導を強化した。 ・土木工事については、複数局に関連することから、大阪市技術管理連絡協議会の場を活用し、関連局と調整を行い、共通した取り組みを確認し、廃棄物搬入集計表の様式を過積載が判別できる様式に改善した。 《平成26年 6月 6日：監査指摘是正学習会実施》 〈平成26年 3月17日、平成26年 4月16日、平成26年 5月21日、平成26年 6月25日、平成26年 7月23日、平成26年 9月10日、平成26年10月22日、平成26年11月20日、平成26年12月18日：研修実施〉 （平成26年10月28日、平成26年11月12日、平成27年 2月17日、平成27年 2	措置済	平成26年 12月18日

え、工事履行中に過積載をチェックできる仕組みを構築し、その実施状況や効果の検証が適時適切に行われ、対策に反映される体制を整えることにより、過積載の再発を防止されたい。	月27日：過積載防止現場点検実施)		
---	-------------------	--	--

報 告 番 号：報告監26の第21号

監 査 の 対 象：平成25年度定期監査等 交通局事業管理本部事業開発部所管
事務

所 管 所 属：交通局

通知を受けた日：平成27年 4月28日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
1	建物総合損害共済事務について改善を求めたもの 交通局では保有する建物資産を全国市有物件災害共済会へ委託しているものの、既に現存していない資産、事業の用に供していない資産などが見受けられた。一方で、建物付属設備については委託資産に含まれておらず、また、固定資産台帳と共済会への委託申請面積が異なる資産、会計区分が適切でない資産が見受けられた。	・指摘のあった既に現存していない資産、固定資産台帳と共済会への委託申請面積が異なるもの、会計区分が適切でない資産については、平成26年度共済委託事務において措置済である。	措置済	平成26年 5月21日
	保有する建物資産の重要性を精査し、各所管課と協議のうえ、効率的かつ合理的な共済会への委託基準を設定するとともに、適切な事務が行えるよう要綱等を整備されたい。	・建物総合損害共済加入基準を平成27年 2月27日付けで策定し、これに基づき、平成27年度の共済事務を行う。	措置済	平成27年 2月27日
4	不動産管理事務の体制について改善を求めたもの 交通局資産規程によれば、事業用不動産は主管課長（以下「各課長」という。）、普通不動産は事業開発課長が所管するとされており、事業開発課長は、不動産の効率的運用を図り、その取得、管理	・不動産事務担当者については、平成26年 4月16日までに各課から通知を受けた。	措置済	平成26年 4月16日
		・固定資産台帳記載事項に変更が生じたときに各課から徴収する報告書については、様式を定めた	措置済	平成26年 4月30日

	及び処分の適正を期するため、必要な調整をしなければならないとされている。また、各課長はその所管に属する不動産について台帳記載事項に変更が生じたときは、不直ちにその旨を別に定める様式により事業開発課長に通知しなければならないとされている。 しかしながら、指摘事項1から3に記載のとおり不動産が適切に管理されていない状況にあった。また、事業開発課では各課長が選任した不動産管理事務担当者を把握しておらず、さらに、固定資産台帳記載事項に変更が生じたときに各課から徴収する報告書について様式を定めていなかった。これらは、交通局内での不動産管理事務の重要性に対する意識の希薄化、事業開発課及び各課において、情報共有（貸付物件の場所や図面、建物資産の異動報告等）ができておらず、また、定期的な実地調査を行っていないなど、組織内の管理体制が構築されていないことが原因である。 今後は、不動産管理事務の体制強化を図るとともに、適切な不動産管理事務の執行が担保できる仕組を構築されたい。	経過が不明となっていたため、改めて平成26年4月30日に様式を定めた。 ・組織内の管理体制は構築されているものの、不動産の現況を把握できていないものが一部あったことから、事業開発課で保有している事業用不動産一覧表（使用許可物件等を記載）及びそれに対応する図面を各課に提供し情報共有を図った。 ・その上で、各不動産を管理している主管課長に対し、定期的に実地調査を実施するなど管理体制の強化を図るとともに、現況に差異が生じた場合には速やかに事業開発課まで報告するよう通知した。	措置済	平成27年 3月31日
--	---	---	-----	----------------

報 告 番 号：報告監26の第22号

監 査 の 対 象：平成25年度定期監査等 教育委員会事務局学校経営管理センター所管事務

所 管 所 属：教育委員会事務局

通知を受けた日：平成27年4月3日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
2	学校向けのマニュアル等に不備があるものが見受けられたので改	・定期刊行物の購入に係る留意点について、校園	措置済	平成27年 3月31日

善するよう求めたもの 学校において共通的に行われる事務において、定期刊行物の購入にあたり、現金で支払うべき経費や緊急の少額物品購入等に用いる学校事業資金により支払っているものや、学校徴収金の契約事務にあたり、契約書の様式や予算・決算書の作成を誤っているものなど が見受けられたため、マニュアル等を適切に整備するよう求めたもの。	長あて通知し、学校園向けのマニュアルを整備した。 ・通知した内容について、平成26年度学校維持運営費予算の説明会において、事務職員に対して説明・周知した。 (平成26年 5 月 8 日措置済) ・学校徴収金に関する契約書の様式やマニュアルの整備については、関係課等と調整のうえ整備し、各学校に周知した。 (平成27年 3 月31日措置済)		
--	--	--	--

報 告 番 号：報告監26の第24号

監 査 の 対 象：平成25年度随時監査等 地方債による資金調達事務

所 管 所 属：財政局

通知を受けた日：平成27年 4 月 9 日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
1	市債発行計画の策定プロセスについて、検討過程が分かる記録を残すよう求めたもの 市債の発行計画に調達コスト（支払利息、各種手数料等）関連情報が記載されておらず、それらの考慮がなされたのか明らかでない状況が見受けられ、また、支払利息に影響を及ぼす償還期間別発行額の決定について、それらの検討過程に係る記録が残されていないため、意思決定過程が明確に分かる記録を残すよう改善を求めたもの。	・検討過程に係る記録については、翌年度発行計画の検討を開始する予算の検討過程の記録を行った。 (平成26年11月～平成27年 3 月) ・発行計画については、調達コスト関連情報を記載し、計画作成を行った。 (平成27年 3 月)	措置済	平成27年 3 月12日
2	事務手順書の整備を求めたもの 監査対象局においては、地方債	・担当者毎で保管していた手順書等を収集し、グ	措置済	平成27年 3 月31日

制度や金融取引の概要等を記載した解説書は存在するものの、毎朝のミーティング等により事務に係る情報等が共有されているに留まり、文書化については、各担当者の手持ち記録の域を出ない状況が見受けられたため、組織としての事務手順書の整備及び運用を求めたもの。	ループで共有化を実施した。 ・各業務における簿冊（作業ファイル）についてリストアップし、各業務ごとで業務スケジュール・作業手順の整備及びとりまとめを実施し、グループで共有するとともに、バックデータ等を含めた作業ファイルの整備を図った。（平成26年7月～平成27年3月）		
--	---	--	--

報 告 番 号：報告監26の第25号

監 査 の 対 象：平成25年度随時監査等 建設局下水道事業会計における契約事務

所 管 所 属：建設局

通知を受けた日：平成27年 5月19日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
4	他都市協定に基づく分担金の精算方法について協議により取扱いを定めるよう求めたもの 建設局が所管する下水処理施設について他都市との間で下水処理に関する協定を締結し、分担金を年度末に請求しているが、電気使用料の当年度（平成24年度）算出根拠を決算期に入手できないため、直近3か年（平成21年度～平成23年度）の平均数値を用いて按分し、その割合により電気使用料を算出した結果、当年度の実績とは異なる取扱いとなっていたので、協議によりその取扱内容を文書で定めるよう求めたもの。	・電気使用料について、前年度の電気使用量の割合により算出することとした。 ・平成26年度から市域全域の包括委託を実施しており、他都市分担金の算定に必要な各種数値等の入手が困難なものがあることから、その代替数値として包括委託の設計書等から処理場の処理能力等による按分等により算定することとした。 ・これらの取扱内容について関係市と協議を行い、平成27年3月に覚書を締結した。	措置済	平成27年 3月31日

報 告 番 号：報告監26の第26号

監 査 の 対 象：平成25年度出資団体監査 大阪市商業振興企画株式会社

所 管 所 属：経済戦略局

通知を受けた日：平成27年 4月16日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
1	固定資産の現物管理について改善 するよう求めたもの等 本法人の経理規程によれば、総 務部長は毎会計年度 1 回以上所管 の固定資産を台帳と実地照合しな ければならないとされているが、 固定資産の実地照合が実施されて いなかったのを改められたい。 また、固定資産の計上基準に関 する決算書の注記が実際の運用と 相違していたので計上基準を経理 規程等で明確にするよう改められ たい。	・ 固定資産と台帳との実 地照合を、平成27年 3 月 10日から17日にかけて実 施した。 ・ 平成26年 6 月12日に開 催された取締役会におい て、計上基準を明確にす るために経理規程を改め た。	措置済	平成27年 3月17日
2	物品の管理について改善するよう 求めたもの 本法人の経理規程では、固定資 産として計上しないものの管理の 対象とすべき物品の範囲が明確化 されておらず、物品の現物確認に 関する規定も設けられていなかった ので、物品の適切な管理を行う よう改善されたい。	・ 物品の現物確認を、平 成27年 3 月 1 日から 3 月 15日にかけて実施した。 ・ 平成26年 6 月12日に開 催された取締役会におい て、物品の範囲と管理を 明確にするために経理規 程を改めた。	措置済	平成27年 3月15日

報 告 番 号：報告監26の第28号

監 査 の 対 象：平成25年度随時監査等 公立大学法人大阪市立大学に対する
運営費交付金等に関する事務

所 管 所 属：経済戦略局

通知を受けた日：平成27年 4月16日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (1)	運営費交付金について 本法人における運営費交付金積 算の確認の改善を求めたもの 【経済戦略局に対して】	・ 平成27年度予算編成に おいて、算定方法が複雑 な人件費については手順 書の提出を求め、法人に	措置済	平成27年 3月31日

	・運営費交付金の積算において、計算誤りや根拠が事後的に確認できないものなどが見受けられたため、本法人に手順書を作成させたうえで、それに従った計算が行われていることや算定方法が実績等と比較して合理的なものになっていることについて、十分に確認するように改善されたい。	における組織的なチェック体制の改善を図った。また、システムを使用して算出する積算については、新システム導入のタイミングをとらえ、計算過程の保存機能を付加し、積算根拠の事後確認ができるように改めてもらった。これらの取組により、運営費交付金算定事務の合理性の一層の改善を図った。		
1 (2)	運営費交付金の積算のチェック体制について改善をするよう求めたもの ・運営費交付金の積算において、大学人件費の定期昇給影響額の計算過程に計算誤り等があったため、運営費交付金の積算にかかる手順書を作成したうえで、手順書に従った積算が行われていることをチェックするように改善されたい。	・平成27年度運営費交付金の予算要求にあたり、大学分の人件費の積算について、算定方法の手順書（「人件費の予算算定方法」）を作成し、手順書に従った積算が行われていることの組織的な確認を担保することにより、積算のチェック体制の改善を実施した。	措置済	平成27年 3月31日
1 (3)	運営費交付金の積算の一部について計算過程を保存するよう求めたもの等 ・運営費交付金のうち、救急医療等の収支差を対象にしたものについては、計算過程が保存されていなかった。 ・運営費交付金のうち、附属病院分の教員研究費については、地方独立行政法人化前の平成17年度当時の積算単価を継続して使用していた。 ・救急医療等の収支差について積算を事後的に確認できるようにするとともに、教員研究費の積算単価の合理性について検討	・救急医療等の収支差を対象とした運営費交付金の積算については、新たな管理会計システムを使用し、平成27年度運営費交付金積算の計算過程の保存を行った。 ・附属病院分の教員研究費については、積算単価の合理性を高めるために、平成17年度当時の積算単価に平成17年度と現在の物価変動を加味して算定することにより、説明責任を果たせるよう改善を行った。	措置済	平成27年 3月31日

	するなど、説明責任が果たされるよう改善されたい。			
3 (1)	勤怠管理について 第2部担当教員特別手当について見直しを行うように求めたもの ・本法人の教職員特殊勤務手当規程において、第2部担当教員特別手当が定められており、昼間の授業を担当している教員が引き続き夜間の授業も担当することになるために設けられたものであると考えられるが、大学院創造都市研究科においては、平日は夜間の授業のみを担当している教員もいる。 ・教員は、裁量労働制となっており、昼間の授業を担当しない場合に、必ずしも、大学での勤務を強制されるわけではない。 ・夜間の授業のみを担当している教員については、第2部担当教員特別手当の支給について改善されたい。	・創造都市研究科における教員の授業従事状況を調査のうえ、見直し案を作成し、平成26年9月、役員会において意思決定を行った。 ・平成26年9月、勤務労働条件の不利益変更に係る事案のため、当該研究科への説明及び組合交渉を開始した。 ・平成27年3月末に労働組合との協議を終え、手当の名称を「昼夜間授業担当手当」に改め、昼夜間に渡って授業を担当する場合に、主たる担当ではない時間帯に授業を担当した場合に手当を支給するよう教職員特殊勤務手当規程の改正を実施した。	措置済	平成27年 4月1日
3 (2)	時間外勤務の縮減についてモニタリングを行うよう求めたもの ・平成24年8月の理事長通達によれば、各所属長は、健康保持とコスト削減の観点から時間外勤務の縮減に取り組む必要があるとされている。 ・通知前後1年間の各所属の1人あたり時間外勤務を確認したところ、30パーセント以上の縮減を行っている所属がある一方で、増加している所属も見受けられた。また、時間外勤務が増加している所属について、職員別の時間外勤務の状況を確認したところ、同一所属であっても担当	・理事長から各課長等に対し平成26年4月25日付で「時間外勤務の縮減に向けた取り組み及び手続きの適正化について」を発するとともに、当該取り組みを推進するため、時間外勤務時間数に削減目標を設定した。 ・これまでは時間外勤務の申請を紙ベースで行っていたが、平成26年度から人事給与システムを再構築してシステムによる時間外勤務の申請を開始し、各課長等が所属員の	措置済	平成27年 3月31日

	によって時間外勤務に偏りがある所属が見受けられた。 ・超過勤務手当等の人件費について予算を設定するなどして、時間外勤務の実施状況をモニタリングするように改善された。	時間外勤務の状況を把握しやすいものとした。 ・各課長等は、所属員の時間外勤務の状況をモニタリングし、職員課においては、各課等の状況のヒアリングを行った。 ・平成27年度以降の改善に役立てられるよう、各課における削減目標に対する時間外勤務の実施状況を明らかにした。 ・また、平成26年 7月より、効率的な業務処理の仕組みを確立して、総実労働時間の短縮を図り、もって職員の健康の保持、増進など心身のリフレッシュを行うことを目的に「フレッシュアップ・デー」を設定した。		
4	科学研究費補助金の執行について十分に検討を行うよう求めたもの ・平成24年度に執行のあった科学研究費補助金より20件抽出したところ、1件において、平成25年 3月26日に実験用機器の納品が行われていた。納品日を含め6日しか研究期間が残されておらず、予算消化のための支出ではないかとの疑念が持たれる状況にあった。 ・科学研究費補助金の執行状況について、研究機関として十分にモニタリングを行うとともに、納品が研究期間最終年度末付近になるものについては対外的に説明できるような仕組みを構築されたい。	・平成27年 3月、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年 2月18日 文部科学大臣決定）に基づき、「大阪市立大学における公的研究費に係る不正防止計画」を策定し、科学研究費補助金をはじめとする公的研究費に関する学内責任体制、管理体制、モニタリング体制を整備した。	措置済	平成27年 3月31日

報 告 番 号：報告監26の第29号

監 査 の 対 象：平成25年度公の施設の指定管理者監査 社会福祉法人 海の
子学園

所 管 所 属：こども青少年局

通知を受けた日：平成27年 4 月 1 日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
2	こども相談センターの業務実施方法について改善を求めたもの 【施設所管局に対して】 児童相談所運営指針（平成24年3月21日付け厚生労働省通知）では、こども相談センターは、児童福祉施設から児童の養育状況に関する報告を年2回程度徴する等、相互の連携を十分に図ることとされている。 しかしながら、こども相談センターでは、指定管理者に対し在籍する児童の進路の節目（小学3年、小学6年、中学3年及び高校3年）に保護状況調査票及び自立支援計画票の提出を求めるのみであった。 また、こども相談センターでは、指定管理者から提出された書類に意見等を記入し、回答することとしているが、平成24年度に指定管理者から提出された30件について、監査時点（平成26年2月）において11件しか回答をしておらず、平成25年度に提出された27件についても提出時から約半年経過して8件しか回答をしていなかった。 これは、児童の養育状況に関する報告を年2回程度徴する仕組みが確立されておらず、回答状況のチェックも不十分であっ	平成26年度までは、在籍児童の進路の節目に保護状況調査票及び自立支援計画票の提出を求めるとともに、自立支援計画の見直しが必要な状況にあると施設が判断した児童については、施設からの連絡により、施設職員からの児童の状況把握、児童との面接、保護者との面接、一時保護等を必要に応じて随時行うことにより、児童の問題に関するアセスメントを実施し、自立支援計画を見直し、児童を取り巻く環境調整を行う等適宜連携を図ってきた。 平成26年度については、SV（スーパーバイザー）による進捗管理と、保護状況調査票受理後1か月以内のこども相談センター家庭復帰支援チームへの提出を指示した。その結果、平成26年度にこども相談センターの求めに応じて指定管理者から受理した27件について17件を1カ月以内に提出し、残りの10件についても3	措置済	平成27年 4月1日

	たことが原因である。 こども相談センターでは、虐待相談件数が増加（平成24年度は平成21年度比1.75倍）する中で、職員を増員し対応しているところであるが、入舟寮の養育状況に関する調査への対応は不十分なままであり、このような状況では、こども相談センターと指定管理者との連携が不十分となり、適時適切な児童の養育、支援がなされない恐れがあり、現在、実施している節目の調査でさえも節目に実施する意義が乏しいものとなっているので、こども相談センターは、例えば、指定管理者が少なくとも半年ごとに行うこととされている自立支援計画の見直し時にあわせて児童の養育状況調査を行うなど、調査方法を抜本的に見直し、こども相談センターと指定管理者がより有効な連携を図れるよう改善されたい。	月 6 日現在全件提出済みとなっている。 また平成27年度以降については、児童相談所運営指針を参考に、施設との相互連携のあり方及び調査方法を見直し、対象児童を 4 月 1 日現在児童養護施設、乳児院に入所中で入所後 4 か月以上経過している全児童とし、調査様式も改定し、4 月から実施予定である。		
3	施設改修等の費用負担について改善を求めたもの 【指定管理者及び施設所管局に対して】 本市と指定管理者との間で取り交わされた管理運営業務協定書では、施設の改修等の費用負担について取り決められており、サービス提供を伴う施設・機器等の損傷について、基幹部分（壁、床、電気設備、消防設備等）の対応は本市が行うものとされている。 しかし、同協定書に基づき所管局が負担すべき施設の基幹部分の修繕費用を指定管理者が措	施設改修費については、法人においては、指定管理制度が導入された平成18年度より法人独自で施設全体を調査し、現状と改修について所管局へ何度も報告・説明しており、またガス漏れ等の緊急時も所管局へ報告し協議してきた。 一方、こども青少年局におきましては、局全体で施策の優先度や施設改修の緊急度を勘案して予算化、実施しているところである。	措置済	平成27年 3月31日

	置費又はその剰余（積立金）から支出しているものが、次のとおり確認された。 ・平成23年度 ガス管取り替え工事4,110千円 ・平成24年度 かもめ寮舎外壁塗装2,268千円 ・平成25年度 防火シャッター改修工事1,200千円 ・平成25年度 厨房改修工事11,492千円 これらについて、本市は指定管理者より事前に修繕の打診を受けていたが、予算の関係上措置費又はその剰余（積立金）から支出することを容認したものである。 指定管理者が緊急的対応として施設の改修等を実施することで、一定の安全・安心の確保がなされたものの、市が負担すべき修繕費用を指定管理者が措置費収入等を流用して負担することになり、措置費本来の目的として入所している児童に使用されている金額が曖昧になり、ひいては、児童に対して適正かつ妥当なサービスが提供されているかが判別できなくなるリスクがある。 今後、本市及び指定管理者は、協議のうえ、年度当初に次年度の修繕計画を策定し、基幹部分の工事の実施にあたっては本市負担とするよう改められたい。	指摘の改修については、局として他に緊急度の高い内容のものがあるなど、結果として予算化されていなかった。 指摘を受け、入舟寮だけでなく、当課所管の指定管理施設全てにおいて、施設修繕計画をたて、平成27年度の予算要求を実施した。また、適正な危険負担の目安となるよう修繕事例等を記した「修繕実施例」を作成した。 改修計画については、次年度以降も翌年の予算要求へ反映できる時期に策定していく。 なお、早急な改修や工事等の実施要望があるものについては、その内容を精査し、危険区分に則った対応をするとともに、必要度に応じて工事承認を行っていく。		
6	労務管理について改善を求めたもの 【指定管理者に対して】 使用者は、職員の業務内容、勤務状況を正確に把握した上で	業務内容の事例を分類し、時間外勤務の認定基準を作成するための基礎となる資料を作成し、また超過勤務の業務の範囲、	措置済	平成27年 3月31日

職員の時間外勤務命令を行う必要がある。

しかし、指定管理者は、児童等からの相談や学校行事への参加など、施設の内外を問わず、職員が勤務時間外に対応するといった児童養護施設特有の実態にもかかわらず、業務の範囲とするのか否かについて明確な基準を策定していなかった。このままでは、統一的な考え方に基づく超過勤務命令がなされず、職員に適正な対価が支給されないリスクがあるほか、職員の業務実態が正確に把握できないことにより適正な労務管理が行えない恐れがある。

実際に、平成25年3月分を抽出し監査を行ったところ、使用者が職員の勤務・業務実態と異なる超過勤務命令を行っている例が次のとおり見受けられた。

- ・勤務していない休日に超過勤務命令がなされている（3人）。
- ・管外出張時間中に超過勤務命令がなされている（2人）。
- ・超過勤務手当の対象となっている時間に対応する超過勤務命令が行われていない（1人）。

これは、個々の職員の勤務状況を正確に把握せずに、施設の管理者が超過勤務手当予算を各自概ね均等となるよう職員に配分していたことによるものである。

指定管理者は、児童養護施設特有の職場実態を考慮し、時間外における業務の範囲を具体的に定めた時間外勤務の認定基準を作成するとともに、職員の勤

時間帯の詳細を各寮舎の責任者と当該勤務者が、双方で内容を確認し把握できるようにパソコンによるシステム化を図り、平成27年度より適正な労務管理を行うことができるよう改善した。

	務状況を正確に把握し、適正な 労務管理を行うよう改善されたい。			
7	本市が行う施設実地調査について改善を求めたもの 【施設所管局に対して】 「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」によると、所管局は、指定管理者による管理運営の適正を期するため、定期又は随時に実地調査を年2回以上実施することが望ましいとされているが、所管局は、指定管理者に対する調査を平成24、25年度に各1回しか実施していなかった。 また、当該調査では、6に記載したとおり、指定管理者においては、時間外の業務の範囲について明確な基準が存在していないことから、これまで職員の実際の勤務時間が正確に記録、測定されてこなかったにもかかわらず、本市の調査では下表のとおり、勤務時間等の状況について、いずれも「適」と評価されていた。 調査内容及び調査結果 ・超過勤務命令や休日勤務に係る命令簿、実施簿等が整備されているか： 適 ・勤務時間は、休憩時間を除き週40時間、1日8時間を超えていないか。また、実際の勤務時間および勤務体制は規定どおりになっているか： 適 現状の調査内容では、形式的に書類が具備され整合性がとれてさえいれば「適」となり、実態を把握することができず、仮	平成26年度は、社会福祉法人の監理部署等と連携し、調査方法等の見直しを図り、事前打合せのうえ役割分担を決め、実態を正しく評価し適切な調査が実施できるよう改善した。 また、「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」に基づき施設実地調査を2回実施した。 引き続き、ガイドラインに沿って適切に実施していく。 (実施日) 1回目 平成26年10月2日 2回目 平成27年2月9日	措置済	平成27年 3月31日

に法令違反状態等が生じていても発見できない恐れがある。			
所管局においては、ガイドラインに示される年2回以上の調査を実施するとともに、一定水準の調査品質を確保できるよう、例えば使用者が職員の勤務実態や勤務上の意向を定期的に面談等で把握できているかをチェックするなど、調査内容を見直し、調査現場において責任者が調査状況の確認を行うよう改善されたい。			

報 告 番 号：報告監26の第32号

監 査 の 対 象：平成26年度定期監査等 交通局所管の事務のうち、安全及び災害対策等に関する事務事業

所 管 所 属：交通局

通知を受けた日：平成27年 3月31日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
1	バス事業の防災計画について改善を求めたもの 本市「東南海・南海地震防災対策推進計画」は、鉄道及びバス事業者に対して、津波対策として年1回以上の防災訓練と、地震及び津波等の災害に関する知識や災害に際しての職員の役割を教育することを求めている。	1. 地震発生時や津波警報等に伴う避難指示が出された場合を想定した、バス運転手に対する防災教育及び机上での防災訓練を平成26年10月27日に計画し、平成26年11月4日から平成27年3月20日までの期間で、順次、教育及び訓練を実施している。	措置済	平成26年 10月27日
	しかし、自動車部が作成した防災計画には防災訓練や防災教育に係る項目が欠落しており、バス運転手に対して同地震を想定した防災訓練や防災教育を実施していなかった。 また、総務部は、各部から防災計画の提出を受けていたが、各部の防災訓練や防災教育の実施状況について点検していなかった。	2. 総務部では、「災害時活動体制の指針」で各部の活動計画に記載するよう定められている項目及び訓練実施状況を確認するため、「災害時活動計画チェックシート」を作成した。 また、そのシートを用	措置済	平成27年 3月4日

	<改善勧告> 1. 自動車部は、南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練や防災教育に係る計画を直ちに策定すべきである。 2. 総務部は、関連各部の防災計画を調整するべく、定期的に防災計画及び防災訓練の総括と改善策の検討指示を行い、局総体として防災体制構築を図るべきである。	いて確認した結果を平成27年 3 月 4 日に各部にフィードバックした。 今後は、総務部で次のとおり実施する。 ・ 毎年 7 月に各部の活動計画及び訓練の実施状況を総務部へ提出させる ・ 総務部において作成したチェックシートを用いて、前回フィードバックした内容も含めて確認を行う ・ 確認の結果を 9 月末までにフィードバックする こうしたサイクルを用いて各部が主体となる防災計画の内容を高めることで局総体として防災体制の一層の強化を図る。		
--	---	---	--	--

報 告 番 号：報告監26の第33号

監 査 の 対 象：平成26年度公の施設の指定管理者監査 タイムズ24株式会社
野里電気工業株式会社 株式会社カンソー

所 管 所 属：建設局

通知を受けた日：平成27年 5 月 19 日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
3	業務で使用するシステムの運用について改善を求めたもの 【指定管理者及び施設所管局に対して】 タイムズ24株式会社が指定管理者である長堀通地下駐車場における平成26年度の単日を任意抽出し、検証した結果、精算機情報料金システム（以下、「料金システム」という。）によって指定管理者から本市に報告された現金売上金額及びクレジット金額が、精算機ジ	【指定管理者（タイムズ24株式会社）】 （是正内容） 指摘を受け調査した結果、三菱プレシジョンの精算機を使用している 4 物件について、同様の症状を確認した。メーカーに現地調査を行わせたところ、精算機の仕様に不具合があり、データを二重送信してしまう現象を	措置済	平成26年 8 月 25 日

ジャーナル（履歴記録）とそれぞれ一致しなかった（本市への報告額が合計4,500円多くなっていた。）

ことが判明した。

また、指定管理者が平成26年4月から6月までの3か月分を調査した結果、総計152,503円の不一致があることも判明した。

これは、料金システムの不具合によるものである。

指定管理者が料金システム情報を用いて本市に利用料金の報告を行うようになった平成26年4月の時点で指定管理者は料金システムの信頼性確認を適確に行っておらず、更にこのような料金システムの異常を早期に発見することができず、また、建設局は、指定管理者から提出された月次報告書の内容と精算機ジャーナルとの照合を行っていなかったことによるものである。

平成25年度以前の本市への納付額に影響はなかったが、本市に納付される「変動納付金」が誤って計算されるリスクがある。従って、

以下、勧告する。

<改善勧告>

1. 指定管理者は、料金システムの信頼性を十分検証した上でシステム運用を行い、また定期的なモニタリングを実施することにより、正確な収入額を本市に報告すること。
2. 建設局は、定期的に収入報告額の正確性を確認すること。

確認した。日本信号及びアマノ製の精算機では不具合はない。

弊社の技術開発部にて、電送機のバージョンアップすることでデータの二重送信を防ぐ対策を行い、7/29にシステム改修を実施した。

指定管理者制度移行時に、帳票の出力方法を変更したため、4月迄遡って調査を行い、数値の訂正についてはすでに建設局へ報告済み。

尚、8月から10月迄、ジャーナルとの照合作業を継続実施しており、問題が無いことを確認した。

（再発防止策）

新たなシステム導入時や、料金変更等に伴うシステム変更時においては、十分な確認を行ったうえで実施するよう社内体制の強化を行った。

また、今後は四半期ごとの確認体制を社内で構築していく。また、機器の改修等を行った場合には、一定期間毎月確認を行う社内体制を構築した。

【建設局】

（是正内容）

指摘を受けた内容については、指定管理者に対し指導し、改善措置についての報告を受けた。また指定管理者が平成26年4月まで遡り調査した結

		果、正しい収入数値に修正した報告書を受領しており、建設局としても内容を確認した。なお、機器の改修やシステム変更等を実施する駐車場については、システムの信頼性を事前に検証するとともに、一定期間毎月検証を行うよう指定管理者に指導した。 (再発防止策) 建設局として指定管理者からの収入報告書額について正確性を確認するため、定期的に実地調査を実施し、収入報告書と現場精算機ジャーナル(履歴記録)との突合等の確認を行う。		
4	現金、現金同等物の管理について改善を求めたもの 【指定管理者及び施設所管局に対して】 各駐車場において現金、現金同等物管理実態を検証した結果、次の事実が認められた。 (1)豊崎地下駐車場(指定管理者 野里電気工業株式会社) ・業務引継ぎ時の共通回数券販売 ・在庫管理表等では複数人による確認の証跡がない。 ・発行台帳に基づく領収書管理がなされていない。 (2)長居公園地下駐車場(指定管理者 株式会社カンソー) ・業務引継ぎ時の共通回数券販売記録表等では複数人による確認の証跡がない。 ・障がい者料金精算券の出納簿が	【指定管理者(野里電気工業株式会社)】 ・複数人による確認について (是正内容) これまで、現金同等物の確認を複数人で実施していたが、複数人による確認の証跡がなかった。 共通回数券の売上、在庫確認を集金担当者及び次勤務者の2名にて実施後、業務日報に実施確認の押印する。 (再発防止策) 業務日報を2名が押印できる様式に変更する。 ・領収書管理について (是正内容) これまで手書きにて管	措置済	平成26年 9月10日

作成されていない。

・現金を保管している手提金庫が施錠されていない。

・管理業務に関係のない閉鎖した隣接駐車場の釣銭等が保管されている。

これらは、建設局が共通回数券の在庫枚数確認は必ず複数名で行った証跡を残す指示を失念していたこと、指定管理者においても現金や現金同等物の管理についてのマニュアル整備を怠っていたことが一因である。

また、平成26年4月の駐車場共通回数券の売上金の着服事件の発生後、今回監査を実施した7月時点までに、建設局は長居公園地下駐車場については実態調査が行われていない。さらに、実態調査を実施した豊崎地下駐車場についても不適切な事務処理が確認されている。

このような状況では、不正行為の早期発見が困難となるリスクがある。従って、以下、勧告する。
<改善勧告>

1.建設局は、実態調査が未実施となっている駐車場については速やかに実態調査を実施すること。

2.建設局は、指定管理者に対して定期的な実態調査を実施し、具体的な指導を行うこと。

3.建設局は、実態調査の際に使用するチェックリストについても適宜見直し、モニタリングを強化すること。

4.指定管理者は、現金、現金同等物の適正管理のために複数人確認の証跡を残すなどのマニュアルを整備、運用すること。

理番号を記載していたが、予め管理番号を印刷した領収書を使用する。

(再発防止策)

印刷済み番号入りの領収書を使用すると共に管理簿にて駐車場名と配布領収書番号を管理する。

・改善勧告について

「豊崎地下駐車場金銭管理マニュアル」の金銭取扱規程に2名にて実施することと業務日誌に実施者・確認者が捺印するように記載し、運用する。

【指定管理者(株式会社カンソー)】

・複数人による確認について

(是正内容)

共通回数券販売記録表の様式を変更し、早番担当者と遅番担当者の欄に分け、それぞれが販売した枚数と金額を記入した上で、最終押印し業務を引き継ぎするようにした。また、本部担当者も月次処理として回数券販売記録表の内容と残枚数、売上金履歴を確認し検印する。

(再発防止策)

共通回数券販売記録方法をマニュアル化し、複数人で処理を行い確認証跡が残る運用方法に変更した。

・障がい者料金精算券の出納簿について

(是正内容)

当該日時と駐車券番号を障がい者割引対応簿（出納簿）に記入した上で、機械精算時に障がい者料金精算券（300円サービス券）を回収し、発行枚数と回収枚数が合致し定数の50枚である事を確認する。

(再発防止策)

当該日時と駐車券番号を障がい者割引対応簿（出納簿）に記入した上で、機械精算時に障がい者料金精算券（300円サービス券）を回収し、発行枚数と回収枚数が合致し定数の50枚である事を毎日確認する。

サービス券の破損が発生した場合は、本部管理者に報告の上補充（交換）を行う。

・手提金庫の施錠について

(是正内容)

使用していた手提金庫は、前管理者様から引継いだ当時から使用していたもので鍵の所在が不明のままであった。

そのため、手提金庫にも適正に鍵施錠するように運用変更し、平成26年8月17日にカンソーが別途新規手提金庫を2個購入し、入れ替えを完了した。

(再発防止策)

手提金庫の鍵が壊れた場合は、速やかに鍵の掛かるものと入れ替えを行う。

・隣接駐車場の釣銭について

(是正内容)

長居地下駐車場の施設管理業務を引き継いだ平成24年3月末時点で、使用されていた釣銭金すべてをカンソーが別途、前管理会社に対して支払い、そのすべてを金庫にそのまま残していた為、監査で指摘されるまでの間金庫に保管されていた。その事を受け、平成26年8月2日にカンソー本部へ引き上げ（合計142,500円）を完了した。

(再発防止策)

実務に必要な無くなった金銭が発生した場合は、速やかに本部に回収する。

・改善勧告について

(是正内容)

現金、現金同等物の管理方法は複数人で処理し、確認証跡が残るようにマニュアル化した。

(再発防止策)

対象物に変更が生じた場合は、速やかにマニュアルの内容を更新変更する。

【建設局】

(是正内容)

1. 監査実施の7月時点で

調査が未実施の14駐車場においては、8月15日までに実態調査を実施し、14駐車場中1駐車場において、複数人による証跡がなかったため、指定管理者に改善指導を行った。他の13駐車場においては問題は確認されなかった。

2. 各指定管理者が指摘を受けた内容については、改善するよう指示し、全て改善措置が行われたことも確認した。また、今後は定期的の実態調査を実施するとともに、指定管理者のマニュアルについても確認し、必要に応じて改善指示することとした。

3. 実態調査の際に使用するチェックリストについては見直しを行った。今後も、適切なモニタリングを行う観点から、チェックリストについては必要に応じて適宜見直しを行うこととした。

（再発防止策）

今後は今回指摘を受けた諸問題が再発することのないよう、実態調査の際に使用するチェックリストや指定管理者のマニュアル等の改善を適宜行うとともに、定期的の実態調査を行うことで、指定管理者へのモニタリングをこれまで以上に強化していく。

6	地下駐車場の維持管理について改善を求めたもの 【施設所管局に対して】 基本協定書には、地下駐車場の施設及び設備機器の維持管理（以下「維持保全」という。）に関して指定管理者が行うべき事項が定められ、また同仕様書には、指定管理者に対して以下の内容を求めている。 1. 地下駐車場の施設及び設備機器の点検 2. その結果の「日常点検記録簿」及び「巡回点検記録簿」への記載 3. その内容を集約した「設備点検記録簿」の建設局への報告 4. 漏水等による駐車車両の被害状況や施設の応急修繕等の対応内容を「業務報告書」により建設局へ報告 しかし、各地下駐車場を現地確認したところ、構造物等に以下のような事象が見受けられた。 (1) 豊崎地下駐車場 ・ 壁面及び天井に地下水の漏水箇所が多数確認されている。 ・ 受樋や導水管が構造物と密着しており、石灰分により閉塞され周囲に漏水が発生し、排水機能を果たしていない。 ・ 換気ダクトや樋の支持金具などに漏水による腐食が見られ、延命化に向けた補修等の対策を速やかに行うべきと考えられる箇所が見受けられる。 (2) 長堀通地下駐車場 ・ 壁面及び天井に地下水の漏水箇所が多数確認されている。 ・ 漏水対策工事で設置された受樋や導水管が構造物と密着しており、	（是正内容） 1. 指定管理者変更の際には、新指定管理者との間で施設の現状確認を行い、内容等を書面により相互確認することとした。 2. 駐車場内の変状について、具体的な発生場所や処置状況が確認できる様式を定め、指定管理者に当該様式により結果を報告するよう指示した。 3. 国で策定された定期点検要領を踏まえた、建設局の点検と、指定管理者が行う日常的な点検や維持保全との連携を図るとともに、点検結果および指定管理者から報告を受けた変状の内容を記録・把握する記録様式を整備した。 4. 指定管理者による点検の実施と変状等の報告を求め、指定管理者からの報告内容や建設局が実施する点検結果を基に施設の変状を診断することで、指定管理者に対し適切な措置と補修内容の指導を行い、補修実施状況について確認を行う。これらの業務を確実に実施するにあたり、指定管理者と建設局及び局内関係課の役割を明確化し、点検から補修に至る「事務処理フロー」を作成し、一連の流れを仕組みとして構築した。	措置済	平成26年 11月 6 日
---	--	---	-----	------------------

石灰分により閉塞され周囲に漏水が発生し、排水機能を十分に果たしていない。

・壁面に設置された樹脂性パイプ付近で構造物のひび割れ等が発生しており、モルタル分が容易に剥落する状態であることから、市民等や駐車車両に影響を及ぼすおそれがある。

・ひび割れ等の変状箇所の中には、樹脂パネルで覆われている箇所が見られたが、設置されたパネルにより構造物の変状が目視で確認できない状態にある。

・漏水や構造物の損傷が特に顕著な47箇所（全体の約5パーセント）の駐車枠に対して駐車禁止措置を講じており、駐車機能に影響が生じている。

(3)長居公園地下駐車場

・大雨の後などには床面からの漏水が発生するとのことである。

・排気ファン室内に設置された鋼製ガラリ（注）等の腐食が発生しており、補修等の対策を速やかに行うべきと考えられる箇所が見受けられる。

指定管理者は定期的に巡回点検した結果を「設備点検記録簿」に記載して建設局に報告していたが、地下駐車場の漏水等についての具体的な発生場所や状況が記載されていない。

また、指定管理者として管理業務に従事する以前より生じていたひび割れ等の変状については、指定管理者の報告義務を課した文書がなく、結果的に建設局ではこれらの変状を把握していない。

このような事態が生じた要因は

5. 補修に際しては、一時的な対策ではなく、後々の点検や維持管理に支障を及ぼさない効果的な手法を検討実施することとし、指定管理者に補修実施方法についての指示を行う。

（再発防止策）

指定管理者変更の際には、新指定管理者が業務を開始する前に、相互で施設の現状確認を行い、書面交換する。指定管理者の業務開始後は、今回作成した「事務処理フロー」に基づき、定期的な点検から効果的な補修の実施に至るまでの一連の流れを徹底する。

以下のとおりである。

1. 平成26年 4 月に道路公社から地下駐車場を引継いだ際、建設局が施設の変状について十分な確認をせず、引継ぎを怠ったこと。
2. その後も、建設局は施設の定期的な点検を怠ったこと。
3. 指定管理者から建設局へ点検結果を報告する様式が変状箇所の情報を的確に反映するものとなっていないため、点検から補修に至る一連の流れが仕組みとして構築されていなかったこと。

このような状況では、建設局が地下駐車場の構造物や設備の点検や維持管理を適時、適切に行うことを怠った場合、構造物の変状が拡大し、補修費用が増大するおそれがあるとともに、構造物の剥落や漏水により駐車車両が汚損されるおそれがある。

従って、建設局に以下勧告する。

<改善勧告>

1. 指定管理者の変更の際には、新指定管理者と地下駐車場施設の現状確認の内容を書面で相互確認すること。
2. 指定管理者が点検結果を報告する様式を、変状箇所の情報を的確に反映するものとなるよう改訂すること。
3. 地下駐車場施設の定期的な点検を実施し、記録として保全すること。
4. 点検から補修に至る一連の流れを仕組みとして構築すること。
5. 補修に際しては、一時的な対策ではなく効果的な対策を検討実施すること。

(注) 鋼製ガラリとは、換気設備

において通気のために設置された
金属製のブラインドのことをいう。

報 告 番 号：報告監27の第1号

監 査 の 対 象：平成26年度随時監査等 土地先行取得事業会計関係事務

所 管 所 属：財政局

通知を受けた日：平成27年 4月28日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (2)	収支整理の内容が文書記録として保存されていなかったもので改善を求めたもの 本事業会計の収支整理について、前年度借入金と当年度借入金返還金が一致しているかについて昭和46年度から直近の平成25年度までの決算書43件を確認したところ、以下の実態が見受けられた。 ・昭和58年度（156億円繰入超過）、平成4年度（62億円繰出超過）等一致していない年度が27件存在する。一致していない金額を合計すると662億円（一般会計からの借入超過）となっている。 ・財政局は、一致していない理由を「市債の元利償還や土地取得の財源として当該年度に税等（借入金）で予算措置をした結果と考えられる。」と説明しているが、財政局及び土地所管局ともに、市債の元利償還や土地取得の財源として予算措置した土地の特定ができないなど、その説明を裏付ける具体的な書面記録が保存されておらず、その合理性が確認できなかった。 財政局は、今後、収支整理の内容（借入金超過額の内訳等）	・今後、決算時における収支整理の内容については、本事業会計が終了するまでの間、文書記録として保存していくこととする。 ・具体的には、事務マニュアルに文書記録方法などを定めた。	措置済	平成27年 3月31日

	について、本事業会計での収支整理が終了するまでの間、文書記録として保存すべきである。			
3	本事業会計に係る将来の税負担等について把握されていなかったため改善を求めたもの ・本事業会計において将来の税負担を必要とする事象である、売却予定土地の時価簿価差損及び事業化に伴う再取得金額について確認したところ、以下の実態が見受けられた。 ・事業計画の変更等により、既に外部へ売却した土地について、過去10年間における売却状況を確認したところ、土地取得代金（簿価）に比して売却代金（時価）が不足し、税等で充当されることが確認されている。また、処分予定地として今後売却予定の土地についても、同様の傾向となっている。 しかし、外部へ売却した土地や、今後、売却予定となっている土地に係る時価簿価差損等について把握できていなかった。 ・事業化に伴う再取得の際には、一般会計での予算化が必要となるが、指摘2に記載のとおり、適正な簿価計算書を作成しておらず、所管している土地に係る簿価総額についても把握できていなかった。 ・土地所管局は、売却予定となっている土地の時価簿価差損及び保有する土地の簿価総額を正確に把握するべきである。 ・財政局は、将来負担が現実視される税負担額について集約し、全市一元的な管理に努めるべきであ	・本事業会計にかかる将来負担については、他の会計と同様に市債残高とそれに付随する利子額等となり、市債残高については引き続き一元的な管理を行っている。	措置済	平成27年 3月31日

--	--	--

 る。

報 告 番 号：報告監27の第1号

監 査 の 対 象：平成26年度随時監査等 土地先行取得事業会計関係事務

所 管 所 属：経済戦略局

通知を受けた日：平成27年 5 月 7 日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (1)	事業計画変更等の意思決定が文書記録として保存されていなかったため改善を求めたもの ・監査基準日（平成26年6月20日）現在で、未利用地活用方針に基づく処分検討地として売却予定リストに掲載されている土地が63件存在しているが、そのうち48件については処分検討地として決定したことの合理性が確認できなかった。 ・事業計画に沿って事業は施行されているものの、一般会計において用地取得費等が予算化されていないため再取得されず、本事業会計で保有したままとなっている土地が60件認められた。これらの土地については、土地を再取得せずに事業を施行することの意思決定が文書記録として保存されていないため、その合理性が確認できなかった。 ・本事業会計で保有する土地のうち、集会所や広場など、当初事業計画とは異なる用途で使用されている土地が48件認められたが、そのうち45件については、事業計画期間に異なる用途で他局に使用させることの合理性が確認できなかった。 ・土地所管局は、今後、事業計画の変更や廃止、時価簿価差損によ	1. 平成27年4月24日付け事務連絡により、事業計画の変更や廃止及び売却の意思決定にかかる文書記録について、意思決定に加え時価簿価差の計算書を添付することとした。 2. 使用承認の申請のあった土地について、当局の事業計画の変更の可否や変更について精査し、使用状況や相手方の意向確認を行うとともに、必要に応じて管理替えを求めするなど、その意思決定にかかる経過や内容を文書記録として保存することとした。	措置済	平成27年 4月24日

	る金利も含めた土地取得代金等の回収不能処理等の意思決定について、また、使用承認している土地について事業計画の進捗状況に応じた事業継続の可否や変更に関する具体的な意思決定を文書記録として保存すべきである。			
2	簿価計算において、共通したルールが策定されていなかったのを改善を求めたもの ・本事業会計が保有する土地が事業化される際の再取得金額は、当該土地の市債及び利子の総額、管理費等が記載されている簿価計算書を根拠資料として積算されている。 ・しかし、簿価算定の根拠である元利償還対象期間や土地管理費用の計上基準を各土地所管局が独自に策定し、全市で統一した取り扱いとなっていなかった。 ・よって、財政局は、単年度の収支整理にとどまらず、長期間にわたる収支整理を前提とし、適正な簿価を計算するための本市共通ルールを策定し、土地所管局は、策定されたルールに基づいて簿価計算書を作成すべきである。 そして、財政局は、土地所管局がルールに基づき簿価計算書を作成しているかについて、定期的にモニタリングすべきである。	簿価の計算については、これまで独自に策定していたが、平成27年1月23日付け財政局から通知があった「土地先行取得事業会計における繰戻額の算定方法について」に基づき簿価計算書を作成した。	措置済	平成27年 4月20日
3	本事業会計に係る将来の税負担等について把握されていなかったのを改善を求めたもの ・本事業会計において将来の税負担を必要とする事象である、売却予定土地の時価簿価差損及び事業化に伴う再取得金額について確認したところ、以下の実態が見受け	売却予定となっている土地の時価簿価差損及び保有する土地の簿価総額については、平成27年1月23日付け財政局通知「土地先行取得事業会計における繰戻額の算定方法について」に基づき、正	措置済	平成27年 4月20日

	られた。 ・事業計画の変更等により、既に外部へ売却した土地について、過去10年間における売却状況を確認したところ、土地取得代金（簿価）に比して売却代金（時価）が不足し、税等で充当されることが確認されている。また、処分予定地として今後売却予定の土地についても、同様の傾向となっている。 しかし、外部へ売却した土地や、今後、売却予定となっている土地に係る時価簿価差損等について把握できていなかった。 ・事業化に伴う再取得の際には、一般会計での予算化が必要となるが、指摘2に記載のとおり、適正な簿価計算書を作成しておらず、所管している土地に係る簿価総額についても把握できていなかった。 ・土地所管局は、売却予定となっている土地の時価簿価差損及び保有する土地の簿価総額を正確に把握するべきである。 ・財政局は、将来負担が確実に視される税負担額について集約し、全市一元的な管理に努めるべきである。	確に計算した。なお、時価額については従前から把握している。		
--	---	--------------------------------------	--	--

報 告 番 号：報告監27の第1号

監 査 の 対 象：平成26年度随時監査等 土地先行取得事業会計関係事務

所 管 所 属：市民局

通知を受けた日：平成27年 5月19日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (1)	事業計画変更等の意思決定が文書記録として保存されていなかったもので改善を求めたもの ・監査基準日（平成26年 6月20日）現在で、未利用地活用方針に	1. 今後事業計画の変更や廃止にかかる意思決定を行う際、当該決議文書に記載すべき項目をルール化した。	措置済	平成27年 4月1日

	基づく処分検討地として売却予定リストに掲載されている土地が63件存在しているが、そのうち48件については処分検討地として決定したことの合理性が確認できなかった。 ・事業計画に沿って事業は施行されているものの、一般会計において用地取得費等が予算化されていないため再取得されず、本事業会計で保有したままとなっている土地が60件認められた。これらの土地については、土地を再取得せずに事業を施行することの意思決定が文書記録として保存されていないため、その合理性が確認できなかった。 ・本事業会計で保有する土地のうち、集会所や広場など、当初事業計画とは異なる用途で使用されている土地が48件認められたが、そのうち45件については、事業計画期間に異なる用途で他局に使用させることの合理性が確認できなかった。 ・土地所管局は、今後、事業計画の変更や廃止、時価簿価差損による金利も含めた土地取得代金等の回収不能処理等の意思決定について、また、使用承認している土地について事業計画の進捗状況に応じた事業継続の可否や変更に関する具体的な意思決定を文書記録として保存すべきである。	2. 使用承認を行う等、当初事業計画とは異なる用途で使用されている土地について、使用に係る手続きを行う際、当該決議文書に記載する項目をルール化した。		
2	簿価計算において、共通したルールが策定されていなかったので改善を求めたもの ・本事業会計が保有する土地が事業化される際の再取得金額は、当該土地の市債及び利子の総額、管	平成27年 1 月 23 日付けで財政局財務課長並びに財源課長から事務連絡で通知のあった「土地先行取得事業会計における繰戻額の算定方法について」	措置済	平成27年 4 月 1 日

	理費等が記載されている簿価計算に基づいて簿価計算書を書を根拠資料として積算されている。 ・しかし、簿価算定の根拠である元利償還対象期間や土地管理費用の計上基準を各土地所管局が独自に策定し、全市で統一した取り扱いとなっていなかった。 ・よって、財政局は、単年度の収支整理にとどまらず、長期間にわたる収支整理を前提とし、適正な簿価を計算するための本市共通ルールを策定し、土地所管局は、策定されたルールに基づいて簿価計算書を作成すべきである。 そして、財政局は、土地所管局がルールに基づき簿価計算書を作成しているかについて、定期的にモニタリングすべきである。	に基づいて簿価計算書を作成した。		
3	本事業会計に係る将来の税負担等について把握されていなかったもので改善を求めたもの ・本事業会計において将来の税負担を必要とする事象である、売却予定土地の時価簿価差損及び事業化に伴う再取得金額について確認したところ、以下の実態が見受けられた。 ・事業計画の変更等により、既に外部へ売却した土地について、過去10年間ににおける売却状況を確認したところ、土地取得代金（簿価）に比して売却代金（時価）が不足し、税等で充当されることが確認されている。また、処分予定地として今後売却予定の土地についても、同様の傾向となっている。 しかし、外部へ売却した土地や、今後、売却予定となっている	平成27年1月23日付けの事務連絡で財政局財務課長及び財源課長から通知のあった「土地先行取得事業会計における繰戻額の算定方法について」に基づいて簿価計算書を作成し、保有する土地の簿価総額を正確に把握するとともに、売却予定となっている土地については、相続税路線価をもとに算出した時価相当額との差額をもって時価簿価差損を把握した。	措置済	平成27年 4月1日

土地に係る時価簿価差損等について把握できていなかった。 ・事業化に伴う再取得の際には、一般会計での予算化が必要となるが、指摘2に記載のとおり、適正な簿価計算書を作成しておらず、所管している土地に係る簿価総額についても把握できていなかった。 ・土地所管局は、売却予定となっている土地の時価簿価差損及び保有する土地の簿価総額を正確に把握すべきである。 ・財政局は、将来負担が現実視される税負担額について集約し、全市一元的な管理に努めるべきである。			
--	--	--	--

報 告 番 号：報告監27の第1号

監 査 の 対 象：平成26年度随時監査等 土地先行取得事業会計関係事務

所 管 所 属：都市計画局

通知を受けた日：平成27年 5 月 1 日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (1)	事業計画変更等の意思決定が文書記録として保存されていなかったため改善を求めたもの ・監査基準日（平成26年6月20日）現在で、未利用地活用方針に基づく処分検討地として売却予定リストに掲載されている土地が63件存在しているが、そのうち48件については処分検討地として決定したことの合理性が確認できなかった。 ・事業計画に沿って事業は施行されているものの、一般会計において用地取得費等が予算化されていないため再取得されず、本事業会計で保有したままとなっている土	1. 今後、事業計画の変更等を行う場合は、資産価値や時価簿価差等を明らかにしたうえで決裁に添付するよう、業務フローを作成し、意思決定にかかる経過や内容を文書記録として保存することとした。 なお、当該文書の保存については、公文書管理条例第6条により、土地取得に関する書類は30年保存、事業計画変更等に関する書類、土地売却に関する書類は10年保存と	措置済	平成27年 3月31日

	地が60件認められた。これらの土地については、土地を再取得せずに事業を施行することの意思決定が文書記録として保存されていないため、その合理性が確認できなかった。 ・本事業会計で保有する土地のうち、集会所や広場など、当初事業計画とは異なる用途で使用されている土地が48件認められたが、そのうち45件については、事業計画期間に異なる用途で他局に使用させることの合理性が確認できなかった。 ・土地所管局は、今後、事業計画の変更や廃止、時価簿価差損による金利も含めた土地取得代金等の回収不能処理等の意思決定について、また、使用承認している土地について事業計画の進捗状況に応じた事業継続の可否や変更に関する具体的な意思決定を文書記録として保存すべきである。	なっており、公文書館に引き継いでいるものは、永年保存となっている。ただし、当局においては、保存年限に関わらず当該用地について、事業化又は売却が完了するまでの間は、保存期限到来後も保存期間を延長し保存している。 2. 今後、使用承認を行う場合には、当初事業計画の継続の可否や変更について精査し、必要に応じて関係部署へ管理替え等を働きかけるよう、業務フローを作成し、意思決定にかかる経過や内容を文書記録として保存することとした。		
2	簿価計算において、共通したルールが策定されていなかったもので改善を求めたもの ・本事業会計が保有する土地が事業化される際の再取得金額は、当該土地の市債及び利子の総額、管理費等が記載されている簿価計算書を根拠資料として積算されている。 ・しかし、簿価算定の根拠である元利償還対象期間や土地管理費用の計上基準を各土地所管局が独自に策定し、全市で統一した取り扱いとなっていなかった。 ・よって、財政局は、単年度の収支整理にとどまらず、長期間にわたる収支整理を前提とし、適正な	当局においては、国の都市開発資金貸付制度の事務手続きに準じ簿価管理を行ってきたが、今後は、本市共通ルールとして定められた「土地先行取得事業会計における繰戻額の算定方法について」（平成27年1月23日付け事務連絡 財務課長・財源課長）に基づき、簿価計算書を作成することとした。	措置済	平成27年 3月31日

	簿価を計算するための本市共通ルールを策定し、土地所管局は、策定されたルールに基づいて簿価計算書を作成するべきである。 そして、財政局は、土地所管局がルールに基づき簿価計算書を作成しているかについて、定期的にモニタリングするべきである。			
3	本事業会計に係る将来の税負担等について把握されていなかったもので改善を求めたもの ・本事業会計において将来の税負担を必要とする事象である、売却予定土地の時価簿価差損及び事業化に伴う再取得金額について確認したところ、以下の実態が見受けられた。 ・事業計画の変更等により、既に外部へ売却した土地について、過去10年間ににおける売却状況を確認したところ、土地取得代金（簿価）に比して売却代金（時価）が不足し、税等で充当されることが確認されている。また、処分予定地として今後売却予定の土地についても、同様の傾向となっている。 しかし、外部へ売却した土地や、今後、売却予定となっている土地に係る時価簿価差損等について把握できていなかった。 ・事業化に伴う再取得の際には、一般会計での予算化が必要となるが、指摘2に記載のとおり、適正な簿価計算書を作成しておらず、所管している土地に係る簿価総額についても把握できていなかった。 ・土地所管局は、売却予定となっている土地の時価簿価差損及び保	当局においては、国の都市開発資金貸付制度の事務手続きに準じ簿価管理を行ってきたが、今後は、「土地先行取得事業会計における繰戻額の算定方法について」（平成27年1月23日付け事務連絡 財務課長・財源課長）に基づき、簿価計算書を作成し、簿価総額を把握することとした。 また、時価額については、従前から財産台帳価格により把握していたことから、時価簿価差についても把握している。 上記により把握した簿価総額及び時価簿価差については、適切に説明責任を果たせるよう努めていく。	措置済	平成27年 3月31日

有する土地の簿価総額を正確に把握すべきである。			
・ 財政局は、将来負担が確実視される税負担額について集約し、全市一元的な管理に努めるべきである。			

報 告 番 号：報告監27の第1号

監 査 の 対 象：平成26年度随時監査等 土地先行取得事業会計関係事務

所 管 所 属：福祉局

通知を受けた日：平成27年 5月21日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (1)	事業計画変更等の意思決定が文書記録として保存されていなかったため改善を求めたもの ・ 監査基準日（平成26年6月20日）現在で、未利用地活用方針に基づく処分検討地として売却予定リストに掲載されている土地が63件存在しているが、そのうち48件については処分検討地として決定したことの合理性が確認できなかった。 ・ 事業計画に沿って事業は施行されているものの、一般会計において用地取得費等が予算化されていないため再取得されず、本事業会計で保有したままとなっている土地が60件認められた。これらの土地については、土地を再取得せずに事業を施行することの意思決定が文書記録として保存されていなかったため、その合理性が確認できなかった。 ・ 本事業会計で保有する土地のうち、集会所や広場など、当初事業計画とは異なる用途で使用されている土地が48件認められたが、そのうち45件については、事業計画	1. 所管の土地について事業計画を廃止し売却を行う等の必要が生じた場合は、計画の変更あるいは廃止等の意思決定について、文書記録として保存していく。また、当該土地の事業化又は売却が完了するまでの間は、公文書管理条例の規定に基づき、関係書類の保存期限到来後も保存期間を延長し保存していく。 2. 使用承認している土地に関して、事業計画の進捗状況に応じ、当初想定した事業を継続できなくなるなどの事態が生じた場合は、計画変更等に係る具体的な意思決定を文書記録として保存していく。 こうした文書保存の取扱いについては、平成27年3月31日付け事務連絡として、局内に改めて周知を行った。	措置済	平成27年 3月31日

	期間に異なる用途で他局に使用させることの合理性が確認できなかった。 ・土地所管局は、今後、事業計画の変更や廃止、時価簿価差損による金利も含めた土地取得代金等の回収不能処理等の意思決定について、また、使用承認している土地について事業計画の進捗状況に応じた事業継続の可否や変更に関する具体的な意思決定を文書記録として保存すべきである。			
2	簿価計算において、共通したルールが策定されていなかったのを改善を求めたもの ・本事業会計が保有する土地が事業化される際の再取得金額は、当該土地の市債及び利子の総額、管理費等が記載されている簿価計算書を根拠資料として積算されている。 ・しかし、簿価算定の根拠である元利償還対象期間や土地管理費用の計上基準を各土地所管局が独自に策定し、全市で統一した取り扱いとなっていなかった。 ・よって、財政局は、単年度の収支整理にとどまらず、長期間にわたる収支整理を前提とし、適正な簿価を計算するための本市共通ルールを策定し、土地所管局は、策定されたルールに基づいて簿価計算書を作成するべきである。 そして、財政局は、土地所管局がルールに基づき簿価計算書を作成しているかについて、定期的にモニタリングするべきである。	適正な簿価を計算するために、平成27年 1 月 23 日付の財政局通知に基づき、簿価計算書の作成を行った。	措置済	平成27年 3月31日
3	本事業会計に係る将来の税負担等について把握されていなかったのを改善を求めたもの	平成27年 1 月 23 日付の財政局通知に基づき、売却予定となっている土地	措置済	平成27年 3月31日

・ 本事業会計において将来の税負担を必要とする事象である、売却予定土地の時価簿価差損及び事業化に伴う再取得金額について確認したところ、以下の実態が見受けられた。 ・ 事業計画の変更等により、既に外部へ売却した土地について、過去10年間における売却状況を確認したところ、土地取得代金（簿価）に比して売却代金（時価）が不足し、税等で充当されることが確認されている。また、処分予定地として今後売却予定の土地についても、同様の傾向となっている。 しかし、外部へ売却した土地や、今後、売却予定となっている土地に係る時価簿価差損等について把握できていなかった。 ・ 事業化に伴う再取得の際には、一般会計での予算化が必要となるが、指摘2に記載のとおり、適正な簿価計算書を作成しておらず、所管している土地に係る簿価総額についても把握できていなかった。 ・ 土地所管局は、売却予定となっている土地の時価簿価差損及び保有する土地の簿価総額を正確に把握すべきである。 ・ 財政局は、将来負担が現実視される税負担額について集約し、全市一元的な管理に努めるべきである。	については、時価簿価差損及び保有する土地の簿価総額を正確に把握した。		
---	---	--	--

報 告 番 号：報告監27の第1号

監 査 の 対 象：平成26年度随時監査等 土地先行取得事業会計関係事務

所 管 所 属：健康局

通知を受けた日：平成27年 5月 1日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (1)	事業計画変更等の意思決定が文書記録として保存されていなかったもので改善を求めたもの ・監査基準日（平成26年6月20日）現在で、未利用地活用方針に基づく処分検討地として売却予定リストに掲載されている土地が63件存在しているが、そのうち48件については処分検討地として決定したことの合理性が確認できなかった。 ・事業計画に沿って事業は施行されているものの、一般会計において用地取得費等が予算化されていないため再取得されず、本事業会計で保有したままとなっている土地が60件認められた。これらの土地については、土地を再取得せずに事業を施行することの意思決定が文書記録として保存されていなかったため、その合理性が確認できなかった。 ・本事業会計で保有する土地のうち、集会所や広場など、当初事業計画とは異なる用途で使用されている土地が48件認められたが、そのうち45件については、事業計画期間に異なる用途で他局に使用させることの合理性が確認できなかった。 ・土地所管局は、今後、事業計画の変更や廃止、時価簿価差損による金利も含めた土地取得代金等の回収不能処理等の意思決定について、また、使用承認している土地について事業計画の進捗状況に応じた事業継続の可否や変更に関する具体的な意思決定を文書記録として保存すべきである。	1. 所管の土地について事業計画を廃止し売却を行う等の必要が生じた場合は、計画の変更あるいは廃止等の意思決定について、資産価値や時価簿価等を明らかにしたうえで文書記録として保存することとする。また、当該土地の事業化又は売却が完了するまでの間は、公文書管理条例の規定に基づき、関係書類の保存期限到来後も保存期間を延長し保存する。 2. 使用承認している土地について該当なし こうした文書保存の取扱いについては、平成27年3月31日付け事務連絡として、土地所管課に対し改めて周知を行った。	措置済	平成27年 3月31日

報 告 番 号：報告監27の第1号

監 査 の 対 象：平成26年度随時監査等 土地先行取得事業会計関係事務

所 管 所 属：こども青少年局

通知を受けた日：平成27年 5 月 1 日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (1)	事業計画変更等の意思決定が文書記録として保存されていなかったため改善を求めたもの ・監査基準日（平成26年6月20日）現在で、未利用地活用方針に基づく処分検討地として売却予定リストに掲載されている土地が63件存在しているが、そのうち48件については処分検討地として決定したことの合理性が確認できなかった。 ・事業計画に沿って事業は施行されているものの、一般会計において用地取得費等が予算化されていないため再取得されず、本事業会計で保有したままとなっている土地が60件認められた。これらの土地については、土地を再取得せずに事業を施行することの意思決定が文書記録として保存されていないため、その合理性が確認できなかった。 ・本事業会計で保有する土地のうち、集会所や広場など、当初事業計画とは異なる用途で使用されている土地が48件認められたが、そのうち45件については、事業計画期間に異なる用途で他局に使用させることの合理性が確認できなかった。 ・土地所管局は、今後、事業計画の変更や廃止、時価簿価差損による金利も含めた土地取得代金等の	1. 土地取得以降の事業計画の廃止や取得代金等の回収不能処理等に関する意思決定過程を記録する土地ごとの記録簿を作成し、管理することとした。 2. 土地取得以降の事業継続の可否や変更に関する意思決定過程や、使用承認先の所属との協議について記録する土地ごとの記録簿を作成し、管理することとした。	措置済	平成27年 4月1日

	回収不能処理等の意思決定について、また、使用承認している土地について事業計画の進捗状況に応じた事業継続の可否や変更に関する具体的な意思決定を文書記録として保存すべきである。			
2	簿価計算において、共通したルールが策定されていなかったのを改善を求めたもの ・本事業会計が保有する土地が事業化される際の再取得金額は、当該土地の市債及び利子の総額、管理費等が記載されている簿価計算書を根拠資料として積算されている。 ・しかし、簿価算定の根拠である元利償還対象期間や土地管理費用の計上基準を各土地所管局が独自に策定し、全市で統一した取り扱いとなっていなかった。 ・よって、財政局は、単年度の収支整理にとどまらず、長期間にわたる収支整理を前提とし、適正な簿価を計算するための本市共通ルールを策定し、土地所管局は、策定されたルールに基づいて簿価計算書を作成するべきである。 そして、財政局は、土地所管局がルールに基づき簿価計算書を作成しているかについて、定期的にモニタリングするべきである。	局独自の算定方法により簿価計算を実施していたが、平成27年 1 月 23 日付けの財政局通知に基づき簿価計算書を作成した。	措置済	平成27年 4 月 1 日
3	本事業会計に係る将来の税負担等について把握されていなかったのを改善を求めたもの ・本事業会計において将来の税負担を必要とする事象である、売却予定土地の時価簿価差損及び事業化に伴う再取得金額について確認したところ、以下の実態が見受けられた。	局独自の算定方法により簿価計算を実施していたが、平成27年 1 月 23 日付け財政局通知に基づき簿価計算書を作成した。また、時価額については従前から把握していたことから土地ごとに時価簿価差額を把握している。	措置済	平成27年 4 月 1 日

・事業計画の変更等により、既に外部へ売却した土地について、過去10年間における売却状況を確認したところ、土地取得代金（簿価）に比して売却代金（時価）が不足し、税等で充当されることが確認されている。また、処分予定地として今後売却予定の土地についても、同様の傾向となっている。 - しかし、外部へ売却した土地や、今後、売却予定となっている土地に係る時価簿価差損等について把握できていなかった。 ・事業化に伴う再取得の際には、一般会計での予算化が必要となるが、指摘2に記載のとおり、適正な簿価計算書を作成しておらず、所管している土地に係る簿価総額についても把握できていなかった。 ・土地所管局は、売却予定となっている土地の時価簿価差損及び保有する土地の簿価総額を正確に把握するべきである。 ・財政局は、将来負担が確実視される税負担額について集約し、全市一元的な管理に努めるべきである。			
---	--	--	--

報 告 番 号：報告監27の第1号

監 査 の 対 象：平成26年度随時監査等 土地先行取得事業会計関係事務

所 管 所 属：環境局

通知を受けた日：平成27年 5月27日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (1)	事業計画変更等の意思決定が文書記録として保存されていなかった ・ 監査基準日（平成26年 6月20日） 現在で、未利用地活用方針に基づ	1. 土地所管局として、今後、本事業会計において長期間保有したままになっている土地に係る事業計画変更等の意思決定に	措置済	平成27年 5月18日

く処分検討地として売却予定リストに掲載されている土地が63件存在しているが、そのうち48件については処分検討地として決定したことの合理性が確認できなかった。 ・事業計画に沿って事業は施行されているものの、一般会計において用地取得費等が予算化されていないため再取得されず、本事業会計で保有したままとなっている土地が60件認められた。これらの土地については、土地を再取得せずに事業を施行することの意思決定が文書記録として保存されていないため、その合理性が確認できなかった。 ・本事業会計で保有する土地のうち、集会所や広場など、当初事業計画とは異なる用途で使用されている土地が48件認められたが、そのうち45件については、事業計画期間に異なる用途で他局に使用させることの合理性が確認できなかった。 ・土地所管局は、今後、事業計画の変更や廃止、時価簿価差損による金利も含めた土地取得代金等の回収不能処理等の意思決定について、また、使用承認している土地について事業計画の進捗状況に応じた事業継続の可否や変更に関する具体的な意思決定を文書記録として保存すべきである。	については、文書記録として、適切に保存するように所属内土地所管部署へ周知を行った。	
--	--	--

報 告 番 号：報告監27の第1号

監 査 の 対 象：平成26年度随時監査等 土地先行取得事業会計関係事務

所 管 所 属：都市整備局

通知を受けた日：平成27年 4月28日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (1)	事業計画変更等の意思決定が文書記録として保存されていなかったため改善を求めたもの ・監査基準日（平成26年6月20日）現在で、未利用地活用方針に基づく処分検討地として売却予定リストに掲載されている土地が63件存在しているが、そのうち48件については処分検討地として決定したことの合理性が確認できなかった。 ・事業計画に沿って事業は施行されているものの、一般会計において用地取得費等が予算化されていないため再取得されず、本事業会計で保有したままとなっている土地が60件認められた。これらの土地については、土地を再取得せずに事業を施行することの意思決定が文書記録として保存されていなかったため、その合理性が確認できなかった。 ・本事業会計で保有する土地のうち、集会所や広場など、当初事業計画とは異なる用途で使用されている土地が48件認められたが、そのうち45件については、事業計画期間に異なる用途で他局に使用させることの合理性が確認できなかった。 ・土地所管局は、今後、事業計画の変更や廃止、時価簿価差損による金利も含めた土地取得代金等の回収不能処理等の意思決定について、また、使用承認している土地について事業計画の進捗状況に応じた事業継続の可否や変更に関する具体的な意思決定を文書記録と	1. 平成27年3月に、事業計画の変更等の意思決定にかかる文書記録について、その内容に加えて時価・簿価等の情報を売却関係決裁に添付することとした。 2. 使用承認している用地について、適宜、事業の内容を精査するとともに、今後の方針を決定する際には意思決定にかかる文書を記録として保存する。 また、他局へ使用承認を行う際に、使用に至った経過などを記載した文書を添付する。	措置済	平成27年 3月31日

	して保存すべきである。			
2	簿価計算において、共通したルールが策定されていなかったもので改善を求めたもの ・本事業会計が保有する土地が事業化される際の再取得金額は、当該土地の市債及び利子の総額、管理費等が記載されている簿価計算書を根拠資料として積算されている。 ・しかし、簿価算定の根拠である元利償還対象期間や土地管理費用の計上基準を各土地所管局が独自に策定し、全市で統一した取り扱いとなっていなかった。 ・よって、財政局は、単年度の収支整理にとどまらず、長期間にわたる収支整理を前提とし、適正な簿価を計算するための本市共通ルールを策定し、土地所管局は、策定されたルールに基づいて簿価計算書を作成すべきである。 そして、財政局は、土地所管局がルールに基づき簿価計算書を作成しているかについて、定期的にモニタリングするべきである。	平成27年 1 月23日付け財政局通知の「土地先行取得事業会計における繰戻額の算定方法について」に記載の市統一ルール（都市整備局従来ルールと同様）に基づき簿価計算書を作成している。	措置済	平成27年 1 月23日
3	本事業会計に係る将来の税負担等について把握されていなかったもので改善を求めたもの ・本事業会計において将来の税負担を必要とする事象である、売却予定土地の時価簿価差損及び事業化に伴う再取得金額について確認したところ、以下の実態が見受けられた。 ・業計画の変更等により、既に外部へ売却した土地について、過去10年間ににおける売却状況を確認したところ、土地取得代金（簿価）に比して売却代金（時価）が不足	売却予定地の時価簿価差損及び保有用地の簿価総額については、平成27年 1 月23日付け財政局通知の「土地先行取得事業会計における繰戻額の算定方法について」に記載の市共通ルールに基づき計算し、正確に把握している。	措置済	平成27年 1 月23日

	し、税等で充当されることが確認されている。また、処分予定地として今後売却予定の土地についても、同様の傾向となっている。 しかし、外部へ売却した土地や、今後、売却予定となっている土地に係る時価簿価差損等について把握できていなかった。 ・業化に伴う再取得の際には、一般会計での予算化が必要となるが、指摘2に記載のとおり、適正な簿価計算書を作成しておらず、所管している土地に係る簿価総額についても把握できていなかった。 ・土地所管局は、売却予定となっている土地の時価簿価差損及び保有する土地の簿価総額を正確に把握すべきである。 ・財政局は、将来負担が確実視される税負担額について集約し、全市一元的な管理に努めるべきである。			
--	--	--	--	--

報 告 番 号：報告監27の第1号

監 査 の 対 象：平成26年度随時監査等 土地先行取得事業会計関係事務

所 管 所 属：建設局

通知を受けた日：平成27年 5月15日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (1)	事業計画変更等の意思決定が文書記録として保存されていなかったため改善を求めたもの ・監査基準日（平成26年6月20日）現在で、未利用地活用方針に基づく処分検討地として売却予定リストに掲載されている土地が63件存在しているが、そのうち48件については処分検討地として決定したこと の合理性が確認できなかった	1. 今後、事業計画の変更や廃止、それに伴う不利用地の売却等の意思決定を行う場合には、時価簿価差等も明示した上で決裁を行い、適切に保存することとした。 （平成27年3月30日局内通知） 2. 今後、他局に所管用地	措置済	平成27年 3月30日

	た。 ・事業計画に沿って事業は施行されているものの、一般会計において用地取得費等が予算化されていないため再取得されず、本事業会計で保有したままとなっている土地が60件認められた。これらの土地については、土地を再取得せずに事業を施行することの意思決定が文書記録として保存されていないため、その合理性が確認できなかった。 ・本事業会計で保有する土地のうち、集会所や広場など、当初事業計画とは異なる用途で使用されている土地が48件認められたが、そのうち45件については、事業計画期間に異なる用途で他局に使用させることの合理性が確認できなかった。 ・土地所管局は、今後、事業計画の変更や廃止、時価簿価差損による金利も含めた土地取得代金等の回収不能処理等の意思決定について、また、使用承認している土地について事業計画の進捗状況に応じた事業継続の可否や変更に関する具体的な意思決定を文書記録として保存すべきである。	の使用承認等を行う場合は、総合的に判断を行ったことがわかる文書を作成し、適切に保存することとした。 (平成27年 3月30日局内通知)		
2	簿価計算において、共通したルールが策定されていなかったのを改善を求めたもの ・本事業会計が保有する土地が事業化される際の再取得金額は、当該土地の市債及び利子の総額、管理費等が記載されている簿価計算書を根拠資料として積算されている。 ・しかし、簿価算定の根拠である元利償還対象期間や土地管理費用	簿価については、「土地先行取得事業会計における繰戻額の算定方法について」(平成27年 1月23日付け財務課長・財源課長事務連絡)に従い、簿価計算書を作成することとした。 (平成27年 3月30日局内通知)	措置済	平成27年 3月30日

	の計上基準を各土地所管局が独自に策定し、全市で統一した取り扱いとなっていなかった。 ・ よって、財政局は、単年度の収支整理にとどまらず、長期間にわたる収支整理を前提とし、適正な簿価を計算するための本市共通ルールを策定し、土地所管局は、策定されたルールに基づいて簿価計算書を作成するべきである。 そして、財政局は、土地所管局がルールに基づき簿価計算書を作成しているかについて、定期的にモニタリングするべきである。			
3	本事業会計に係る将来の税負担等について把握されていなかったもので改善を求めたもの ・ 本事業会計において将来の税負担を必要とする事象である、売却予定土地の時価簿価差損及び事業に伴う再取得金額について確認したところ、以下の実態が見受けられた。 ・ 事業計画の変更等により、既に外部へ売却した土地について、過去10年間に於ける売却状況を確認したところ、土地取得代金（簿価）に比して売却代金（時価）が不足し、税等で充当されることが確認されている。また、処分予定地として今後売却予定の土地についても、同様の傾向となっている。 しかし、外部へ売却した土地や、今後、売却予定となっている土地に係る時価簿価差損等について把握できていなかった。n 事業化に伴う再取得の際には、一般会計での予算化が必要となるが、指摘2に記載のとおり、適正な簿価計算書を作成しておらず、所管して	今後は、「土地先行取得事業会計における繰戻額の算定方法について」（平成27年1月23日付け財務課長・財源課長事務連絡）に従い、統一的な簿価計算を行い、売却予定となっている土地の時価簿価差損及び現在保有している土地の簿価総額を正確に把握することとした。（平成27年3月30日局内通知）	措置済	平成27年 3月30日

いる土地に係る簿価総額についても把握できていなかった。 ・土地所管局は、売却予定となっている土地の時価簿価差損及び保有する土地の簿価総額を正確に把握すべきである。 ・財政局は、将来負担が確実視される税負担額について集約し、全市一元的な管理に努めるべきである。			
---	--	--	--

報 告 番 号：報告監27の第1号

監 査 の 対 象：平成26年度随時監査等 土地先行取得事業会計関係事務

所 管 所 属：港湾局

通知を受けた日：平成27年 5月28日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (1)	事業計画変更等の意思決定が文書記録として保存されていなかったもので改善を求めたもの ・監査基準日（平成26年 6月20日）現在で、未利用地活用方針に基づく処分検討地として売却予定リストに掲載されている土地が63件存在しているが、そのうち48件については処分検討地として決定したことの合理性が確認できなかった。 ・事業計画に沿って事業は施行されているものの、一般会計において用地取得費等が予算化されていないため再取得されず、本事業会計で保有したままとなっている土地が60件認められた。これらの土地については、土地を再取得せずに事業を施行することの意思決定が文書記録として保存されていないため、その合理性が確認できなかった。 ・本事業会計で保有する土地のう	港湾局では、平成27年 4月14日付けで「土地先行取得事業会計で保有する土地の取扱方針」を定め、事業計画の変更や廃止、時価簿価差損による金利も含めた土地取得代金等の回収不能処理等の意思決定について、文書記録として保存すること、また今後、事業計画の進捗状況に応じた事業継続の可否や変更に関する具体的な意思決定を文書記録として保存することを関係担当において合議の上、確認している。	措置済	平成27年 4月28日

	ち、集会所や広場など、当初事業計画とは異なる用途で使用されている土地が48件認められたが、そのうち45件については、事業計画期間に異なる用途で他局に使用させることの合理性が確認できなかった。 ・土地所管局は、今後、事業計画の変更や廃止、時価簿価差損による金利も含めた土地取得代金等の回収不能処理等の意思決定について、また、使用承認している土地について事業計画の進捗状況に応じた事業継続の可否や変更に関する具体的な意思決定を文書記録として保存すべきである。			
2	簿価計算において、共通したルールが策定されていなかったので改善を求めたもの ・本事業会計が保有する土地が事業化される際の再取得金額は、当該土地の市債及び利子の総額、管理費等が記載されている簿価計算書を根拠資料として積算されている。 ・しかし、簿価算定の根拠である元利償還対象期間や土地管理費用の計上基準を各土地所管局が独自に策定し、全市で統一した取り扱いとなっていなかった。 ・よって、財政局は、単年度の収支整理にとどまらず、長期間にわたる収支整理を前提とし、適正な簿価を計算するための本市共通ルールを策定し、土地所管局は、策定されたルールに基づいて簿価計算書を作成するべきである。 そして、財政局は、土地所管局がルールに基づき簿価計算書を作成しているかについて、定期的に	港湾局では、平成27年1月23日付け財政局通知「土地先行取得事業会計における繰戻額の算定方法について」に基づき、簿価計算を実施し、計算方法について財政局へ確認を行った。	措置済	平成27年 3月24日

	モニタリングするべきである。			
3	本事業会計に係る将来の税負担等について把握されていなかったの で改善を求めたもの ・本事業会計において将来の税負担を必要とする事象である、売却予定土地の時価簿価差損及び事業化に伴う再取得金額について確認したところ、以下の実態が見受けられた。 ・事業計画の変更等により、既に外部へ売却した土地について、過去10年間に於ける売却状況を確認したところ、土地取得代金（簿価）に比して売却代金（時価）が不足し、税等で充当されることが確認されている。また、処分予定地として今後売却予定の土地についても、同様の傾向となっている。 しかし、外部へ売却した土地や、今後、売却予定となっている土地に係る時価簿価差損等について把握できていなかった。 ・事業化に伴う再取得の際には、一般会計での予算化が必要となるが、指摘2に記載のとおり、適正な簿価計算書を作成しておらず、所管している土地に係る簿価総額についても把握できていなかった。 ・土地所管局は、売却予定となっている土地の時価簿価差損及び保有する土地の簿価総額を正確に把握するべきである。 ・財政局は、将来負担が確実視される税負担額について集約し、全市一元的な管理に努めるべきである。	港湾局所管土地では、売却予定のものはありませんが、保有する土地について上記のとおり簿価を把握しています。 また、時価額については従前から把握していたことから時価簿価差損についても把握しています。 （上記により把握した簿価総額及び時価簿価差損については、適切に説明責任を果たせるよう努めてまいります。）	措置済	平成27年 3月24日

報 告 番 号：報告監27の第1号

監 査 の 対 象：平成26年度随時監査等 土地先行取得事業会計関係事務

所 管 所 属：教育委員会事務局

通知を受けた日：平成27年 5月14日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (1)	事業計画変更等の意思決定が文書記録として保存されていなかったもので改善を求めたもの ・監査基準日（平成26年6月20日）現在で、未利用地活用方針に基づく処分検討地として売却予定リストに掲載されている土地が63件存在しているが、そのうち48件については処分検討地として決定したことの合理性が確認できなかった。 ・事業計画に沿って事業は施行されているものの、一般会計において用地取得費等が予算化されていないため再取得されず、本事業会計で保有したままとなっている土地が60件認められた。これらの土地については、土地を再取得せずに事業を施行することの意思決定が文書記録として保存されていないため、その合理性が確認できなかった。 ・本事業会計で保有する土地のうち、集会所や広場など、当初事業計画とは異なる用途で使用されている土地が48件認められたが、そのうち45件については、事業計画期間に異なる用途で他局に使用させることの合理性が確認できなかった。 ・土地所管局は、今後、事業計画の変更や廃止、時価簿価差損による金利も含めた土地取得代金等の回収不能処理等の意思決定について	1. 今後、事業計画の変更や廃止を行う場合には、土地ごとに取得金額、時価額及び簿価額等を明確にした文書を作成し、時価と簿価の差額が回収不能となるような場合については、その内容を文書で明らかにし、土地所管局としての意思決定を行っていく。また、未利用地の売却にかかるフロー図を作成し、担当課内で周知のうえ、情報の共有を図るよう改めた。 2. 使用承認している土地について該当なし	措置済	平成27年 3月31日

	て、また、使用承認している土地について事業計画の進捗状況に応じた事業継続の可否や変更に関する具体的な意思決定を文書記録として保存すべきである。			
2	簿価計算において、共通したルールが策定されていなかったもので改善を求めたもの ・本事業会計が保有する土地が事業化される際の再取得金額は、当該土地の市債及び利子の総額、管理費等が記載されている簿価計算書を根拠資料として積算されている。 ・しかし、簿価算定の根拠である元利償還対象期間や土地管理費用の計上基準を各土地所管局が独自に策定し、全市で統一した取り扱いとなっていなかった。 ・よって、財政局は、単年度の収支整理にとどまらず、長期間にわたる収支整理を前提とし、適正な簿価を計算するための本市共通ルールを策定し、土地所管局は、策定されたルールに基づいて簿価計算書を作成すべきである。 そして、財政局は、土地所管局がルールに基づき簿価計算書を作成しているかについて、定期的にモニタリングすべきである。	平成27年 1 月23日付け 財務課長及び財源課長事務連絡に基づき、簿価計算書の作成を行うよう改めた。	措置済	平成27年 3 月31日
3	本事業会計に係る将来の税負担等について把握されていなかったもので改善を求めたもの ・本事業会計において将来の税負担を必要とする事象である、売却予定土地の時価簿価差損及び事業化に伴う再取得金額について確認したところ、以下の実態が見受けられた。 ・事業計画の変更等により、既に	平成27年 1 月23日付け 財務課長及び財源課長事務連絡に基づき簿価計算書の作成を行い、保有する土地の簿価を正確に把握するよう改めた。 また、時価額については従前から把握していたことから時価簿価差損についても把握した。	措置済	平成27年 3 月31日

	外部へ売却した土地について、過去10年間における売却状況を確認したところ、土地取得代金（簿価）に比して売却代金（時価）が不足し、税等で充当されることが確認されている。また、処分予定地として今後売却予定の土地についても、同様の傾向となっている。 しかし、外部へ売却した土地や、今後、売却予定となっている土地に係る時価簿価差損等について把握できていなかった。 ・事業化に伴う再取得の際には、一般会計での予算化が必要となるが、指摘 2 に記載のとおり、適正な簿価計算書を作成しておらず、所管している土地に係る簿価総額についても把握できていなかった。 ・土地所管局は、売却予定となっている土地の時価簿価差損及び保有する土地の簿価総額を正確に把握すべきである。 ・財政局は、将来負担が確実視される税負担額について集約し、全市一元的な管理に努めるべきである。			
--	---	--	--	--

報 告 番 号：報告監27の第2号

監 査 の 対 象：平成26年度出資団体監査 株式会社大阪市開発公社

所 管 所 属：経済戦略局

通知を受けた日：平成27年 4月28日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
1	監査役の独立性について改善するよう求めたもの 監査役は取締役の職務執行を監査する権限を有しているが、監査を実施する立場上、その独立性が	・当該非常勤監査役からの辞任届提出により、平成26年 9月30日付けで顧問税理士との兼任を解消した。	措置済	平成27年 1月15日

	強く要求される。 しかし、本法人の監査役のうち1名は、顧問税理士として本法人の財務に関するアドバイスを行っており、本法人から監査役としての報酬とは別に顧問税理士としての報酬を受けていた。 現状においては、監査役としての外観的独立性が損なわれると、実質的にも監査役の監査が自己監査に陥るおそれもあり、結果として監査報告書の妥当性に疑義を生じるリスクがある。 本法人においては、監査役と顧問税理士の兼任を解消するなど、監査役の独立性が構築されるよう改善されたい。	・平成27年1月15日開催の臨時株主総会において、新たに別の公認会計士1名を監査役候補者とする議案を提出し、承認された。 ・監査役においては、監査役としての本来の職務権限を、顧問税理士業務から独立して自由に行使いただくため、今後とも、より一層透明性のあるかつ、適正な選任を行い、監査役と顧問税理士の兼任を認めないこととした。		
2	固定資産の管理について改善するよう求めたもの 本法人の経理規程によれば、経理課は固定資産台帳を整備し、固定資産の状況を常に明らかにしなければならないとされている。 しかし、本法人の固定資産台帳は現物との対応関係が不明確であり、以下のとおり、固定資産の設置場所や実在性を明らかにするものではなかった ・固定資産台帳上において、本法人が取得した資産と区分所有者会が管理する資産（以下、「共用資産」という。）の区分が不明確であった。 ・共用資産について、区分所有者会から入手している情報が不十分であるため、本法人では取替・除却などの状況把握ができていなかった。 ・複数の固定資産が一つの資産としてまとめて計上されているもの	・本法人の所有する固定資産台帳と現物との対応関係を調査・把握し、固定資産台帳を平成27年3月中旬に整理した。調査対象資料が文書管理規程の保存期間に基づき廃棄処分した物は今後、除却時に台帳より抹消することとした。 ・本法人の資産と共用資産を明確にし、共用資産については、監査指摘後、平成26年度当初に遡り区分所有者会より情報の提供を受けており、資産の取替・除却などの状況を把握した。 ・本法人の所有する固定資産の資産計上については、個別計上の必要があるものについては区分して登録した。	措置済	平成27年 4月7日

	があった。 ・ 本法人が取得した備品について、備品シール等が貼付されていなかった。 これらは、固定資産に関する具体的な管理方法についての規定がなく、適正な事務処理が行われてこなかったことによるものである。 このような状況では、適正な固定資産の計上が行われないリスクがあるほか、固定資産台帳と現物の照合等の管理が実施できず、不正流用された場合の発見が遅れるリスクがある。従って、以下、改善されたい。 ・ 固定資産台帳に計上されている固定資産と現物との対応関係を調査・把握し、実在する固定資産を正確に固定資産台帳に登録する。 ・ 本法人の資産と共用資産を明確にし、共用資産については、取替 ・ 除却などの状況に関する情報を適時に入手できるよう区分所有者会に対して要求する。 ・ 将来の資産の改修、除却等の発生を勘案して、個別に計上する必要のあるものについて、個別に区分し固定資産台帳に登録する。 ・ 備品については備品シールの貼付などにより、明確化を図る。 ・ 固定資産に関する規定を見直し、具体的な管理方法を明示する。	・ 本法人の所有する備品については、一定の基準を定め、備品シールを作成し貼付した。 ・ 新たに固定資産の規程を策定し整備のうえ、固定資産を処理することとした。		
3	契約事務について改善するよう求めたもの 本法人の契約事務取扱要領によれば、予定価格が工事請負の場合は250万円を超えないとき、業務委託の場合は100万円を超えないときなどに該当する場合は随意契	・ 従前より、随意契約については、契約事務取扱要領に基づき実施していたが、決裁書上不明確であったため、指摘を受け、平成26年度より、随意契約を締結する場合は、	措置済	平成26年 8月3日

	約により締結できるとされて いる。 しかし、本法人が平成25年度に 随意契約により契約を締結した 250万円超の工事の請負 1 件、100 万円超の業務委託 9 件について、 決裁書等において随意契約とする 理由が明確にされていなかった。 また、これらの随意契約とする理 由の説明を求めたところ、従前か ら契約していることを理由として いる等、契約事務取扱要領に規定 された随意契約の要件に合致して いるか疑わしい契約があった。 これは、随意契約という例外的な 方法をとっていることに対する認 識が不足していることに加え、上 席者が随意契約とする理由を確認 する仕組みが構築されていないこ とによるものである。 指名競争入札とすべきものにつ いて随意契約がなされると契約額 が高止まりとなることにより本法 人の利益を損なうリスクがある。 よって、以下の点について改善 されたい。 ・ 随意契約の方法を採用した場合 に決裁書にその理由を明記しなけ ればならない様式に改める。 ・ 上席者が随意契約とすることに ついて、その理由が契約事務取扱 要領に合致している点も含め確認 したことが明らかとなる仕組みを 構築する。	決裁書に契約事務取扱要 領に従い、随意契約とす る理由を記載するように 改善した。		
4 (1)	経理事務について (1) 貸倒引当金の計上について改 善するよう求めたもの 金融商品に関する会計基準によ れば、受取手形、売掛金、貸付金 その他の債権の貸借対照表価額	・ 新たに貸倒引当金のル ールを平成27年 3 月中に 策定し、規程を整理のう え引当金を処理すること とした。	措置済	平成27年 4 月 7 日

	は、取得価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とするとされており、本法人においては賃貸契約における保証金額を超える滞留債権について、貸倒見積高の合理的な算定方法を明確にしたうえで貸倒引当金を計上する必要がある。 しかし、本法人では保証金額を超える滞留債権のうち法的措置に至っている債権についてのみ個別貸倒引当金（50％）が計上されており、債権毎の状況に応じた合理的な算定となっていなかった。これは、貸倒引当金計上に係る知識が不足していたことによるものである。 滞留債権が適切に評価されず、必要な貸倒引当金が計上されない場合、貸借対照表上の債権として計上される額が実態を表さず、財政状態が適正に表示されないリスクがある。 よって本法人においては、保証金額を超える滞留債権に係る貸倒引当金が合理的な算定に基づき計上されるようルールを定め、貸倒引当金を適切に計上するよう改善されたい。			
4 (2)	(2) 修繕引当金の計上について改善するよう求めたもの 企業会計原則によれば、修繕引当金は、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合において計上するとされている。 しかし、本法人では見積の根拠となる総工事費用の見積額が54億	・修繕引当金の計上額は、今後、区分所有者会より入手した資料に基づき見直すこととした。	措置済	平成27年 3月31日

	円から19億円に変更されていたにも関わらず、修繕引当金の見積りを変更していなかった。これは、修繕引当金の計上について毎期の検証が行われておらず、法人内でそれをチェックする仕組みがなかったことによるものである。 修繕引当金が合理的に計上されないことにより本法人の財政状態及び経営成績が適正に表示されないリスクがある。 よって本法人においては、修繕引当金については每期合理的な根拠に基づく見積を行ったうえで計上をするよう改善されたい。			
4 (3)	(3) 修繕引当金の取崩処理について改善するよう求めたもの 修繕引当金は、当該引当に係る工事の費用が発生した期において取崩し、当該費用と相殺処理すべきである。 しかし、本法人では対応する費用の計上時期よりも前に修繕引当金を取崩していた。具体的には平成25年度末においては工事が竣工していないことから工事費の支出額については建設仮勘定に計上し、費用への振替を行っていないものの、修繕引当金については、総工事費の支出割合に応じて1億2,982万円を戻入益として取崩していた。 修繕引当金の取崩時期が適切でないことにより本法人の財政状態及び経営成績が適正に表示されないリスクがある。 よって本法人においては、適切な時期に修繕引当金を取崩すよう改善されたい。	・修繕引当金の取崩処理は、今後対象となる工事が終了する会計年度で取崩し処理することとした。	措置済	平成27年 3月31日
4 (4)	(4) 有価証券利息の計上について	・満期保有目的の債券を	措置済	平成27年

	改善するよう求めたもの 金融商品に関する会計基準によれば、満期保有目的の債券を債券金額より高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とするとともに、当該減少額は受取利息から控除する処理を行うとされている。 しかし、本法人は額面より高い価額で購入した満期保有目的の債券について、その差額が金利の調整と認められるにも関わらず償却額388万円を支払利息として計上していた。 これは、債券の価額の計上にあたり十分な確認を行うことなく、処理したことによるものである。 よって満期保有目的の債券を債券金額より高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却額を受取利息から控除する処理を行うよう改善されたい。	債券金額より高い価額で取得した場合は、平成26年度より償却額を受取利息から控除することとした。		3月31日
5	事務所等における現金等の保有について改善するよう求めたもの 現金等に係る不正防止の観点から事務所等で保有する現金及び現金同等物の保有額は可能な限り少額とすることが望ましい。 しかし、本法人の駐車場事務所では銀行休業日に駐車料金として回収した現金を翌銀行営業日まで保有するため、大型連休等において多額の現金が保有されていた。また、プリペイドカードについても販売実績からみて必要数以上の	①ゴールデンウィークにおける現金保有額 駐車場事務所内多額現金保有により不正流用並びに盗難防止の対策として、駐車場取引銀行キャッシュカードを作成し、取扱う職員の安全の確保に努めながら、金融機関休業日においても売上金のうち一定額をＡＴＭにて入金し、現金保有管理を行うこととした。	措置済	平成27年 3月31日

枚数が駐車場事務所に保有されていた。 事務所等で多額の現金及び現金同等物を保有する場合には、不正流用や盗難等のリスクがある。 よって駐車料金の保有が多額となる場合については、ＡＴＭ等の利用など事務所等に多額の現金を残さない管理方法に改善された。また、プリペイドカードについても、過去の販売実績等から勘案し、適切な保有基準を設けて管理するよう改善されたい。	②プリペイドカード（大阪市発行の駐車場共通回数券）の保有高 一定枚数（各カード30枚）のプリペイドカードを駐車場事務所内保管とし、それ以外については、本社金庫に移管した。 ③総合的に判断し、平成26年11月19日付で大阪市建設局に対して、大阪市発行プリペイドカードの販売中止及び返却を申し入れ、平成27年 3月31日をもって販売中止とした。		
---	---	--	--

報 告 番 号：報告監27の第4号

監 査 の 対 象：平成26年度出資団体監査 公益財団法人 関西・大阪二十一世紀協会

所 管 所 属：経済戦略局

通知を受けた日：平成27年 4月13日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (1)	改善すべき点には、現金監査など過去の出資団体監査において指摘した事項（下記(1)(2)該当）も含まれていることから、事務の執行体制の強化を図られるよう、強く求める。 以下、個別の事実について評価する。 上方文化芸能事業の現金管理について ・上方文化芸能事業の現金の在 high と帳簿残高の照合実施結果がメモ書きのみで金種表を作成していなかった。 ・月末精算時点の現金残高が、会計規程に定める限度額である30万円を超えることが平成25年度に7	（是正内容） ・上方文化芸能事業については、（一財）上方文化芸能協会から今年度承継した事業で、初年度でもあり、引き継いだ手続きを踏襲してきたが、協会内他事業と同様に金種表をペン書きで作成し、上司が定期的に現金確認することとした。 ・業界の慣習で現金払いが多いため、会計規程に定める現金限度額以上の現金を金庫に保管していたことがあったが、近く	措置済	平成26年 8月5日

	回あった。 現金管理について、適正に管理されているかを上席者が定期的に確認するとともに、不正流用のリスク低減のため、口座振替への支払方法の変更に向け取組を強められたい。	能事業の預金口座を開設し、大口の支払いのたびに引き出すこととし、手許現金は規程の範囲内で運用するよう改善した。 ・支払相手先にも銀行振り込みによる支払いに変更してもらうよう依頼している。 (再発防止策) ・定期的なミーティング等により周知徹底している。		
1 (2)	領収証の取扱い等について ・領収証に、あらかじめ連番を付さず、使用の都度番号を記載していた。 ・書き損じの領収証に番号を付していなかった。 ・鉛筆書きで番号を記載しているものがあった。 ・ただし書や領収日の記載がないものがあった。 領収証の適正な取扱いは、現金管理において不正收受等を回避するための基本的事項であることから、ルールを規定し遵守を徹底されたい。	(是正内容) ・協会独自の領収書を作成したうえ、領収書に連番を付し、記載事項のペン書きの徹底を図るよう改善した。 (再発防止策) ・定期的なミーティング、顧問会計士の定期的なチェック等により周知徹底している。	措置済	平成26年 8月5日
1 (3)	振替伝票への領収証番号の記載について ・現金を受領した場合、領収証を発行しているにもかかわらず、振替伝票には預金通帳のコピーのみを添付し、領収証番号は控えていなかった。 入金事実を明確にするために振替伝票に領収証番号を控えることを徹底するよう改善されたい。	(是正内容) ・振替伝票に領収書を添付し、入金の実事を明らかにすることとした。 (再発防止策) ・定期的なミーティング、顧問会計士の定期的なチェック等により周知徹底している。	措置済	平成26年 8月25日
1 (4)	固定資産及び物品の管理について	(是正内容) ・固定資産毎に管理番号	措置済	平成26年 12月20日

	・固定資産の管理番号が設定されていなかった。 ・固定資産に備品シールが貼付されていなかった。 ・物品（固定資産以外）の定義及び管理（現物確認を含む）についての規程が整備されていなかった。 固定資産及び物品についての管理ルールを定め、紛失や散逸等のリスクに備え、台帳整備を行い、定期的に管理者による現地確認を実施する体制を構築されたい。	を設定し、固定資産現物に備品シールを貼り付けることとした。 ・物品の定義、管理については物品管理要綱を作成し、台帳整備を行った。（再発防止策） ・定期的に管理者による現地確認を実施している。		
1 (6)	納品確認手続について・検収の証跡を納品書に残していないものが見受けられた。契約どおりに納品されたことを確認せずに支払手続を実施するリスクがあるため、検収証跡のない納品書による支払手続を防止する仕組みを構築するよう改善されたい。	（是正内容） ・金額の多寡にかかわらず、納品書に検収証跡を残すことにした。 ・協会内他事業部の総務、経理経験者を総務部と兼務させ、事務の執行体制の強化を図った。 ・顧問会計士による指導を定期的に受けることにした。（再発防止策） ・検収証跡のない納品書による支払いができない仕組みとしました。 ・定期的なミーティング、顧問会計士の定期的なチェックにより周知徹底している。	措置済	平成26年 12月 4 日

報 告 番 号：報告監27の第5号

監 査 の 対 象：平成26年度出資団体監査 株式会社 大阪水道総合サービス

所 管 所 属：水道局

通知を受けた日：平成27年 3月31日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (1)	1 現金管理について (1) 残高管理について改善するよう求めたもの 本法人の経理規程細則によれば、現金は毎日の出納終了後に、現物と帳簿の残高の照合を行わなければならないとされている。具体的には、現物の数量を数えるに当たり、金種表を作成し、保管しておくこと、担当者による照合結果を上席者が確認することが必要である。 しかし、本法人では、小口現金の有高と帳簿の残高の照合は毎日行われているものの、金種表については、小口現金出納簿を保有場所から本部へ毎月提出する関係から月末日のみ作成しており、月末日以外の日については金種表が作成されておらず、上席者が照合結果の確認を行った証跡もなかった。 また、つり銭については、保有部署によって、金種表を作成していない部署や、作成されているが廃棄されていた部署があり、いずれも上席者が照合結果の確認を行った証跡はなかった。 不正な現金の流出が生じるリスクや、違算等が生じた場合において発見が遅れ原因究明ができなくなるリスクがあるため、金種表の作成を規程等で定めるとともに、月末日だけでなく毎日金種表を作成し、さらに上席者が確認する仕組みを構築するよう改善されたい。	・金種表について、毎日、現物と帳簿の残高の照合のうえ作成するよう、経理規程細則を平成26年10月1日に改正し、現金は毎日の出納終了後に、現物と帳簿の残高の照合を行い、金種表を作成しなければならない旨を定めた。 ・担当者が作成した金種表の照合結果を上席者が確認できるよう、金種表の様式を改め、欄外（上段）に担当者と上席者の確認印欄を設けた。 ・作成した金種表の保管期間について、小口現金の保有部署で1年間とすることを定めた。 ・上記内容について、平成26年9月25日付け「事務処理について（通知）」により、総務部長から各担当部課長あて通知し、全ての実務担当者に周知徹底を図ったうえで、平成26年10月1日から実施するよう事務処理を改めた。	措置済	平成26年 10月1日
1 (2)	1 現金管理について (2) 領収証管理について改善する	・これまで、1枚の用紙に領収証とその控えが一	措置済	平成26年 10月1日

	よう求めたもの 現金収入の受入時には、現金横領の不正防止の観点から複写式であらかじめ連番を付した領収証を使用し、その書き損じについては廃棄せずそのまま残しておくべきである。 しかし、現金収入の領収証を確認したところ、複写式ではないものを使用しており、また、連番は付されておらず使用の都度番号を記載し、書き損じについては廃棄されていた。 これは、現金受領時の不正リスクを予防する手続として、領収証に総務担当課長の押印を得て発行することで十分であると判断し、領収証控の偽造による不正リスク等を想定していなかったことによる。 領収証管理が不十分であれば、不正な現金の流出が生じるリスクや、違算等が生じた場合において発見が遅れ原因究明ができなくなるリスクがあるため、あらかじめ連番が付された複写式の領収証冊子を使用するとともに、書き損じの領収証についても廃棄せず保管するよう改善されたい。	体となった2分割の様式に、それぞれに必要事項を記入し、書き損じが生じた場合は破棄していたが、領収証控の偽造による不正リスク等から、平成26年10月1日から複写式の領収証冊子を使用するよう、様式を改めた。 ・新様式の複写式の領収証冊子には、あらかじめ連番を付し、書き損じた領収証についても廃棄せず保管するよう、同日以降（平成26年10月1日）、事務処理を改めた。		
2	2 検収について改善するよう求めたもの 本法人の検査要領によれば、50万円以下の物品を購入した場合は、納品書又は請求書に履行確認印を押印するとされている。また、納品書又は請求書には検収日付の記入が求められている。 しかし、サンプルとして抽出した出金伝票24件のうち4件については、請求書や納品書の証ひょう	・請求書や納品書の証ひょうに、履行確認印が押印されていないものや検収日付が記載されていないものがあつたが、これまで発注と異なるものの納品や会計処理を誤った事実はなかったものの、検査員の記載漏れ及び上席者の確認漏れによる事務処理上における誤りが	措置済	平成26年 10月1日

	に、履行確認印が押印されていないものや検収日付が記載されていないものが見受けられた。 納品書又は請求書に納品の事実が分かるように履行確認印の押印や検収日付の記入が適切になされない場合、発注と異なるものが納品されていても放置され、そのまま支払が行われるリスク、決算期末日付近に納品があった場合は期間帰属の観点から適切に会計処理が行われないリスクがある。 請求書や納品書の証ひょうには、履行確認印の押印及び検収日付の記載を徹底し、上席者等が押印及び日付の記載があることを確認する仕組みを構築するとともに、支払担当者が、請求書や納品書の履行確認印及び検収日付の記載があることを必ず確認するよう改善されたい。	発覚したことを受け、平成26年 9月25日付け「事務処理について（通知）」により、総務部長から各担当部課長あて通知し、全ての実務担当者に周知徹底を図ったうえで、平成26年10月 1日以降、検収所属による履行確認印の押印及び検収日付の記載と上席者による確認の徹底や支払担当者である経理担当において必ず確認するよう、事務処理上における記載や確認漏れによる誤り防止意識の向上に努めている。		
--	---	--	--	--

報 告 番 号：報告監27の第6号

監 査 の 対 象：平成26年度出資団体監査 公益財団法人 地球環境センター

所 管 所 属：環境局

通知を受けた日：平成27年 4月27日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
1	職員に対する期末手当の支給方法等について改善するよう求めたもの 公益法人の認定基準の1つとして、当該法人関係者に対し特別な利益を与えないものとされているが、特別賞与を支給しており、また、理事会承認を得ずに理事長判断で決定していた。 公益法人であることを今一度認識し、剰余金の分配とみなされかねない特別賞与のような任意の賞	平成26年12月10日の賞与以降、特別賞与は支給せず、また平成27年 3月27日に開催した第29回理事会においてあらかじめ賞与の支給基準を定める給与規則の改正を行った。	措置済	平成27年 3月27日

	与支給は厳に慎むよう改善されたい。 また、あらかじめ支給基準を定め、それに基づき支給するよう改善されたい。			
3	財産処分等に関する規程等を整備するよう求めたもの 理事会の専決事項である重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財に係る職務に関して、金額等が規程等に定められていなかったの で、具体的な金額等を定められた い。	平成27年 3月27日に開催した第29回理事会において理事会運営規則の改正を行い、理事に委任することができない財産処分に関する規定の明確化を図った。	措置済	平成27年 3月27日
5	会計システム等のパスワード等に関するセキュリティを改善するよう求めたもの 本法人の公益法人会計システム及び給与システムのIDは、利用者ごとに設定しているものの、パスワードは最低桁数の制限があるのみで、使用文字種・有効期限等に制限がない状態であったり、本法人の公益法人会計システムの利用者は全権限が利用可能となっていたので、パスワードの文字種等の規程整備に加え、システム管理者を必要最小限に制限し、利用者には職務分掌に応じたシステム上の権限を付与することにより、システムのセキュリティを強化されたい。	情報システム利用規程第6条に、新たに文字数および文字種を規定したパスワードの設定基準を設け、また、情報システム運用・管理規程第24条第2項及び第3項に、新たなアカウントの発行を業務上の必要性を勘案したものとする規定を追加し、セキュリティーの強化を図った。	措置済	平成26年 12月10日
6	通勤手当の認定方法について改善するよう求めたもの 本法人では事前の通勤経路の支給基準に合致しているかどうかの確認が十分ではなく、事後的に定期券などで実際の通勤経路の確認も行っておらず、認定ルートではなく経済的かつ合理的ルートで通勤していた事例が見受けられたの	本人に就業規則に従うよう通告し、平成27年 3月23日に差額の全額の返還を受けた。 また平成26年11月 1日に通勤手当の認定ルールを新たに改定し、職員全員に就業規則の周知徹底を図り、同様な事例発生	措置済	平成27年 3月23日

	で、本法人の倫理規則に則り、就業規則の定めに基づき厳正に対処するとともに、本法人は不当利得の返還請求権を行使し、認定ルートとの差額の全額返還を求められたい。 また、再発防止のため、通勤手当の認定ルールを作成し、申請内容について、事前事後の確認を十分に行うよう改善されたい。	の再発を防止できるよう改善した。		
7	固定資産の現物照合について改善するよう求めたもの 経理事務担当者が、経理規程に定める毎事業年度1回以上の固定資産の照合を行っていないかったので、固定資産の照合手続の詳細な方法をルール化し、効果的な現物の照合手続を実施されたい（平成25年度末の構築物などの固定資産合計6件2,113,059円）。	固定資産照合表を作成し、経理規定に定める毎事業年度1回以上の固定資産の照合を徹底する。 平成26年8月28日に固定資産の現物照合を行い、当該照合表を保存した。	措置済	平成26年 8月28日

(行政委員会事務局監査部監査課)

大阪市監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成27年 6月12日

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	阪 井 千鶴子
同	美 延 映 夫
同	島 田 ま り

包括外部監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

1 通知を行った者の氏名

大阪市長 橋下 徹
大阪市教育委員会委員長 大森 不二雄

2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

監査結果に関する措置状況報告書

監 査 の 対 象：平成23年度包括外部監査 大阪市教育委員会に係る財務の事務執行及び事業の管理について（当該事務事業に関する財政援助団体を含む）

所 管 所 属：教育委員会事務局

通知を受けた日：平成27年 4月30日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
3	【繰越金の目的外使用（未収金の補てん）の廃止】 ・ 学校給食費の余剰金 平成22年度末残高371,690,000円 ・ 年度末残金は、保護者の承諾を得て次年度に繰越又は返還することとされているが、学校給食費未収分の補てんのために一部立て替えられているケースがある。 ・ 目的外使用に該当するおそれがあり、速やかに対策を講じるべきである。	・ 各学校に、未収金管理と繰越金管理の厳正な取扱いについて周知した。 ・ 平成26年 8月に、繰越金残金143,187,218円を一般会計に収入することで繰越残を解消した。 ・ 収入した繰越金については、教育振興基金に積み立てたうえで、学校教育等の振興を図る事業の資金に充てることとする。	措置済	平成26年 8月29日
ii	【奨学費 支給対象者の追跡調査】 ・ 停学処分について、奨学生に対する教育的観点からの配慮とともに、学校ごとに処分理由や停学期間が異なるため、停学処分は奨学費支給停止自由にあたらないとしているが、停学処分を一律支給停止事由にあたらなとする教育委員会の判断は再検討が必要である。 ・ 市教育委員会は、支給対象者に対する支給後の追跡調査を実施していなかったため、停学処分者の存在を認識していなかった。支給停止・減額すべき者に対して奨学費が支給されることのないよう、学校園に対して支給後の支給対象者の状況を調査	・ 支給停止及び減額事由に該当する要件の見直しの検討を行い、平成27年 3月市会で、大阪市奨学条例の一部を改正し、停学処分について、学業が優良で性行の善良に該当しない事由にあたるものとして、支給決定の全部又は一部取消しを行うものとした。 ・ 平成24、25、26年度に、奨学生が在籍する学校に対し、在学状況等、奨学費の支給停止・減額すべきものの有無について調査を実施した。 ・ 学校長に「奨学生等在学状況報告書」の提出を義務付け、教育委員会は学校長	措置済	平成27年 4月1日

する仕組みを早急に構築するべきである。	に対し必要な書類を求めることができる旨規定化した。		
---------------------	---------------------------	--	--

監 査 の 対 象：平成24年度包括外部監査 基金の管理と運用について

所 管 所 属：危機管理室、都市整備局、会計室、交通局

通知を受けた日：平成26年11月17日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
40① (b)	【小口支払基金 個人立替払いに係る不適正な事務処理について】 ・「小口支払基金取扱要領」に定められた手続きを怠り、預金残高があるにもかかわらず口座払出し手続きが行われず、担当者の私金にて立替払いを行い、かつその精算が7日以内に行われず、さらに繰入処理が翌々月に行われ、約2か月後に立替した担当者に現金を返還している事例が発見された。（教育委員会事務局総務部総務課） ・小口支払基金事務取扱要領・マニュアルを十分理解し、2度とこのような不適正な事務処理がなされないよう徹底すべき。	・不適正な事務処理の再発を防止するため、「小口支払基金現金出納簿」の作成を義務化し、現金及び預金の異動の証跡を明確にすることとした。 ・資金前渡受領者には預金、現金残高の現物確認を行うよう求めている。 ・事務処理方法見直しに伴い「小口支払基金事務取扱マニュアル～小口の流儀～」も加筆・修正を行い、適正な事務処理の周知に努めている。	措置済	平成25年 4月1日
43 ①	【災害救助基金「大阪市小災害対策基本要領」に即していない応急救助活動費の支給について】 ・同要領の応急救助活動についての定めによると、支給期間は災害発生日から3日以内とされているが、年末に発生する火災の際、3日を超えて支給されているものが発見された。 ・支出はやむをえないものと考えられるが、同要領で定める応急活動の期間（災害発生日から3日以内）とする現行の要領が、	・要領では例外が認められない記載となっていたことから、現実には即した形とするため「発生日から3日以内（ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、期間を延長することができる）」と文言修正した。	措置済	平成25年 3月1日

	実態に合わないのであれば、その時々での運用で対応するのではなく、要領の見直しを行うべきである。			
43②	【災害救助基金 基金の帳簿残高と預金口座残高の相違について】 ・ 区が保管する普通預金残高と金融機関照会回答による残高に差異が生じていた。（此花区） ・ 差異の原因は一義的には金融機関の処理誤りによるものであるが、各区において年度末時点で通帳記入を行うなど、実際の預金残高と帳簿残高の整合性を確認することが必要である。	・ 各区が危機管理室にあて毎月報告する小災害見舞金交付用前渡金の収支について、見舞金等の支出の有無にかかわらず通帳記入を行った後に報告するよう、各区あて指導を行った。	措置済	平成25年 3月1日
48①	【建物移転運用基金 基金の帳簿残高と預金口座残高の相違について】 ・ 「基金の運用状況に関する調書と年度末基金総額の内訳に記載する年度末現在高の記載金額に相違が生じていた。 ・ 基金は、出納整理期間がなく会計年度の概念も希薄になりがちであると考えられるが、管理にあたっては、各種の帳票類と照合を行い随時その執行状況を厳格に確認し、調書に確実に反映すべきである。	・ 平成24年度末に、基金運用状況整理表を作成し、基金運用し移転補償費を執行する際には、整理表へ執行状況を入力するとともに、決裁に添付することで適正な管理を行うこととした。	措置済	平成25年 3月1日
49 ② (b)	【大阪市都市再開発融資基金 預託率算定要素のひとつである融資金利の算定根拠を保管する必要があったものについて】 ・ 融資金利の算定根拠は、市と銀行が協議した内容を大阪市街地開発株式会社に確認のうえの結果であると考えられるが、書面が確認できなかった。当該制度融資は新規募集していないも	・ 償還残高のある融資契約のうち、特別融資分を除く契約の融資金利の算定根拠書類を整理・保存した。本融資利用者が償還を終了するまでは、融資金利の算定根拠書類を適正に保管する。	措置済	平成25年 4月1日

	のの現在も26億円もの預託を行っているものであり、市は算定根拠の書類を制度融資の終了時まで保管しておく必要がある。		
--	---	--	--

監 査 の 対 象：平成25年度包括外部監査 高齢者施策に関する事務の執行及び事業の管理

所 管 所 属：福祉局

通知を受けた日：平成26年10月 1 日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
【1】 (3) ①	【民生委員処遇費の一括支給の履行確認を徹底すべき】 ・一部の区において、民生委員会会長等がまとめて市から民生委員処遇費を受領し、会費を控除した残額を地区の民生委員に支払っているが、このことについて委任状及び領収書を各民生委員から入手する必要があるが、できていなかった。（福島区、浪速区、住吉区、東住吉区） ・民生委員処遇費は、各民生委員に確実に渡す必要があるため、原則各民生委員の口座に振り込み、地区会長等に一括振込する場合には委任状を入手したうえ、各民生委員に処遇費が支払われていることを領収書等の入手により把握すべき。	・民生委員・児童委員業務主管課長会において、個人口座振込が原則であること、一括受領の場合は個人からの領収書を徴収するよう、依頼を行った。 ・その結果、浪速区・住吉区は個人口座振込へ、福島区・東住吉区は一括受領の後個人からの領収書受領により、各民生委員に処遇費が支払われていることを確認した。	措置済	平成26年 10月 1 日
【1】 (3) ①	【老人福祉センター運営費指定管理者の使用する市の備品を適切に管理すべき】 ・センター内備品に市の所有であることを示す備品ラベルが貼付されていないものがあった。（東成区・西淀川区・	・全施設のすべての備品について調査を実施し、備品ラベルが添付されていない備品35点について貼付を完了した。 ・また、5万円以上の備品について、取得・廃棄時に	措置済	平成26年 7月14日

	西成区) ・ 備品ラベルの貼付を徹底し、指定管理者所有の備品と明確に区別しておくべき。また、指定管理者に定期的な現物確認とその報告を求めることも検討すべき。	随時本市へ報告することを指定管理者に再度通知するとともに、台帳と現物確認の報告を年1回以上実施することとした。		
【4】 (3) ①	【介護保険システム 介護保険システムの開発・保守手順について、標準手続との差異を明確にして運営する必要があるもの】 ・ 介護保険システムの開発・保守における実施事項は、大阪市IT調達ガイドラインに表記されている作成資料名称や実施事項と異なる表記をしている事項がある。 ・ 読替表を作り対応するなど、標準手続との差異を明確にして運営する必要がある。また、改修に伴う固有の確認事項がある場合には、介護保険システムにおける必要なルールを定めておく必要がある。	・ 読替表を作成し、より標準手続に沿った運営を行うことができるように改めた。	措置済	平成26年 2月28日
【4】 (3) ②	【介護保険システム 庁内の決裁手続、標準手続に従って運用する必要がある】 ・ システム変更依頼に関して、庁内決裁前のリリース、発注依頼前かつ設計書確認前のリリース、リリース一覧更新もれ、不適切なリリース作業、発注依頼前の作業着手・試験実施など、不適切な運用が一部見受けられた。 ・ 庁内の決裁手続、標準手続に従って運用する必要がある。	・ 運用保守契約の中での簡易な改修や緊急を要する改修については、決裁などの事務手続が遅れているものがあったので、新たに進捗管理表を作成し、手続に遅れがないかを確認し、適正に運用できるようにした。	措置済	平成26年 4月1日
【4】 (3)	【介護保険システム 本番環境への変更に関する介護保険	・ システムセキュリティ実施手順を改正した。	措置済	平成26年 4月1日

③	システム情報セキュリティ実施手順の変更を行う必要がある】 ・介護保険システム情報セキュリティ実施手順に「本番運用の環境への登録・抹消は福祉局介護保険課長及び総務局IT統括課長の承認を得たうえで定められた者が行い管理しなければならない」とあるが、中央情報処理センターで行われる本番運用環境への登録・変更・抹消については、センター運用業務委託業者が承認を行うことになっており総務局IT統括課長は承認しない。 ・当該作業承認は正しく行われているので、介護保険システム情報セキュリティ実施手順を変更する必要がある。			
【4】 (3) ⑤	【介護保険システム アクセスログのモニタリングを実施する必要がある】 ・アクセスログのモニタリングについて、介護保険システム情報セキュリティ実施手順に定められているが、定期的に実施されていない。実施手順に従いアクセスログの定期的なモニタリングを実施する必要がある。	・セキュリティ対策について、様々な手法を講じているが、既存のセキュリティ対策においても防止できない不正アクセスについては、アクセスログをモニタリングする必要があるため、ユーザIDを割り当てていない者（外部ユーザ）や使用するはずのない時間の利用者について、四半期ごとに解析・点検を行うこととした。	措置済	平成26年 10月 1 日

(行政委員会事務局監査部監査課)

公

告

大阪市公告第66号

次のとおり一般競争入札を執行する。

平成27年 6月12日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒530－8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号

大阪市役所 2 階

大阪市福祉局総務部経理・企画課

電話 06－6208－9917

2 入札に付すべき事項

物品 番号	売払物品	数量	初度登録年月	車台番号	型式
①	中古自家用自動車 (いすゞ 身体障がい者輸送車)	1 台	平成11年 3 月	FEGE24810024	E-JFEGE24
②	中古自家用自動車 (ニッサン バン)	1 台	平成 9 年 3 月	VFY10-111766	R-VFY10
③	中古自家用自動車 (トヨタ ハイエース)	1 台	平成17年 9 月	TRH214-0003285	CVA-TRH214W
④	中古自家用自動車 (ニッサン マーチ)	1 台	平成15年 7 月	AK12-181616	UA-AK12
⑤	中古自家用自動車 (トヨタ バン)	1 台	平成 9 年 3 月	RZH112-0041463	GB-RZH112V

3 下見の日時及び場所

物品 番号	下見の日時	下 見 の 場 所
①	平成27年 7 月 2 日 (木) 午後 2 時から 5 時まで	もと大阪市立延寿荘 大阪市西成区北津守 3 丁目 9 番51号
②		
③		
④		
⑤		

※ 入札に参加しようとする者は、必ず下見を行うこと。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しないこと
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

ないこと

- (4) 平成26・27年度物品売払入札参加承認を受けていること

5 入札参加申請に要する書類

「平成26・27年度物品売払入札参加承認証」の写し（印影が明確に判別できるもの）

※ 承認を受けていない場合は、平成27年7月1日（水）までに、「平成26・27年度物品売払入札申請要領」により物品売払入札参加申請を行うこと。上記期限までに物品売払入札参加申請を行わない場合は入札に参加することができない。

「平成26・27年度物品売払入札申請要領」は、大阪市電子調達システム (<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の「資料・ご案内」→「不用品売払入札等のご案内」→「平成26・27年度申請書」からダウンロードすること。

6 入札用紙の交付期間

本公告の日から平成27年7月1日（水）まで

ただし、本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までを除く）

※ 上記5の書類の提出があった者に入札用紙（物品買受申込書等）を交付するので、上記5の書類を必ず持参すること。

7 入札用紙の交付場所

上記1に同じ

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上を納付すること。

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合は契約保証金を免除する。

11 入札執行場所

大阪市福祉局第8共通会議室（大阪市役所地下1階）

12 入札執行日時

平成27年7月3日（金）午後2時

※ 入札・開札は、物品番号毎に順次行う。

13 入札の方法

物品買受申込書に、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること

14 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(注) 上記3記載のとおり、必ず下見を行うこと。物品買受申込書に主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

15 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

16 契約の無効等

(1) 契約保証金を指定期限までに納付できない場合は、大阪市契約規則第32条第3項に該当するとして、落札の決定を無効とする。

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(3) 落札者は、契約締結までに大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

17 その他

売払物品の詳細については、仕様書による。

18 問合せ先

売払物品に関する問合せ先	入札・契約に関する問合せ先
物件番号 福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話06 - 6208 - 8078	福祉局総務部経理・企画課 電話06 - 6208 - 9917
物件番号 福祉局高齢者施策部いきがい課 電話06 - 6208 - 8046	

(福祉局総務部経理・企画課)

達

達第33号

大阪市事務専決規程(昭和38年達第3号)の一部を次のように改正する。

平成27年 5月29日

大阪市長 橋 下 徹

第3条第1項第1号の2中「並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)

第22条第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員（以下「臨時的任用職員」という。）の任免（新たに任命する場合を除く。）」を削り、同号の次に次の2号を加える。

(1の3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項若しくは第26条の6第7項第2号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員（以下「臨時的任用職員」という。）の任免（別に定めるものを除く。次号第2号及び第23条第2号において同じ。）に関する事

(1の4) 地方公務員法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任期を定めて採用される職員（以下「任期付職員等」という。）の任免に関する事

第3条の2第2号及び第23条第2号中「（新たに任命する場合を除く。）」を「及び任期付職員等の任免」に改める。

附 則

この改正規程は、平成27年6月1日から施行する。

（平27.5.29揭示済）